

第2次山鹿市人権教育・啓発基本計画

平成29年3月

熊本県山鹿市



はじめに

わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、諸制度の整備や諸条約への加入など、人権に関する施策が推進されてきました。

特に、人権尊重の精神の涵養と理念の普及並びに国民の理解を深めることを目的として、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた基本計画が策定され、様々な施策が取り組まれてきました。

本市においても、平成19年3月に策定した「山鹿市人権教育・啓発基本計画」を平成23年3月に改訂し、市民一人ひとりが輝き、人権が尊重されるまちづくりを念頭に、様々な人権問題の解決を図るための取組を推進してまいりました。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめとする、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する偏見や差別は存在しており、近年では、情報化の進展が急激に進む中、インターネット上に他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現が掲載される事案が多発しています。

また、高齢者や児童等に対する虐待や学校における「いじめ」が大きな問題になるなど、深刻かつ重大な人権問題が存在しているのが現状です。

このような現状を踏まえ、今回、前計画の取組を継承しつつ、本市の人権教育・啓発に関する施策をより一層、総合的かつ効果的に推進するため、新たに「第2次山鹿市人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。

今後は、これまでの取組の成果や手法をもとに、行政、学校、民間（団体・企業）、地域や家庭及び人権推進母体が一体となって、市民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、さらに人権意識を高めるための取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、山鹿市人権擁護審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの市民の皆様、各方面の関係者の方々に心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年3月

山鹿市長 中嶋 憲正

目 次

ページ

第1章 人権教育・啓発基本計画の策定の意義等

1 基本計画の策定の意義	1
2 基本計画の性格	1
3 基本計画の位置づけ	2
4 基本計画の期間	2
5 市民意識調査の実施	2

第2章 本市の人権をめぐる現状

1 人権侵害について	3
2 人権問題への関心	6
3 同和問題について	8

第3章 計画の基本方向

1 基本理念	12
2 基本目標	13
3 施策の体系	15
4 重点課題	
《重点課題1 同和問題》	16
《重点課題2 女性の人権》	21
《重点課題3 子どもの人権》	25
《重点課題4 高齢者の人権》	29
《重点課題5 障がい者の人権》	33
《重点課題6 外国人の人権》	37
《重点課題7 ハンセン病回復者・H I V感染症等をめぐる人権》	39
《重点課題8 犯罪被害者等の人権》	42
《重点課題9 様々な人権課題》	44

第4章 人権教育・啓発の施策の方向

1 教育

(1) 就学前教育

- ① 就学前教育の充実 47
- ② 家庭教育に対する支援47
- ③ 学習機会の充実47

(2) 学校教育

- ① 学校教育の充実48
- ② 家庭・地域との連携48
- ③ 学習機会の充実48

(3) 社会教育

- ① 社会教育の充実49
- ② 家庭教育に対する支援49
- ③ 学習機会の充実49

2 啓発

(1) 内容

- ① 人権問題に対する正しい理解と認識の促進51
- ② 人権意識の高揚51
- ③ 日常生活における態度や行動への発現51

(2) 方法

- ① 対象者の発達段階や理解度に応じた啓発52
- ② 具体的な事例を活用した啓発52
- ③ 参加体験型の啓発52
- ④ 地域交流を通じた啓発52

3 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等

- (1) 行政職員53
- (2) 教職員等53
- (3) 社会教育関係者53
- (4) 保健・医療・福祉関係者53
- (5) マスメディア関係者54

第5章 計画を推進する体制等

1 市の実施体制	55
2 市民への啓発	55
3 人材の育成等	55
4 調査・研究	55
5 相談体制等の充実	56
6 国、県、他市町村及び団体・企業などとの連携	56
7 家庭・地域との連携	56

資料編1 人権に関する取組状況

1 人権に関する世界の取組	57
2 人権に関するわが国の取組	58
3 人権に関する熊本県の取組	59
4 人権に関する本市の取組	59
5 山鹿市人権教育・啓発推進事業の推移	60

資料編2 人権に関する法令等

・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	61
・山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例	62
・山鹿市人権擁護審議会規則	63
・人権教育・啓発に関する基本計画（抄）	64
・世界人権宣言	66
・日本国憲法（抄）	69

資料編3 策定に当たって

・山鹿市人権擁護審議会委員名簿	71
-----------------	----

※「障害」と「障がい」の表記を、本計画では次のように使い分けます。
「障害」とする場合・・・法律上の名称及び国・県の事業（公的事业）の名称等
（例）障害福祉サービス、障害種、障害者の団体等
「障がい」とする場合・・・人を指す場合
（例）障がい者と家族、高齢者や障がい者等

第1章 人権教育・啓発基本計画策定の意義等

1 基本計画の策定の意義

山鹿市人権教育・啓発基本計画を策定することには、次のような意義があります。

(1) 人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるうえで、本市における人権の現状について、学校、行政、民間（団体・企業）、地域および家庭等において、市民一人ひとりが共通の認識を持つ必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組の方向を示すこと

人権教育・啓発は、様々な人権問題の解決に向けて総合的かつ計画的に取り組む必要があります。このため本市としてどのような内容に、どのようにして取り組むのか、という取組の方向を明確に示すことが重要です。

(3) 学校、行政、民間（団体・企業）、地域及び家庭等における取組を明らかにすること

人権教育・啓発は、学校、行政、民間（団体・企業）、地域及び家庭等でそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて行う必要があります。

このため、各主体の取組を明らかにするとともに、相互間の連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

2 基本計画の性格

国連では、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、国内でも「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。さらに、2004年（平成16年）には「人権教育のための国連10年」の取組を継承し、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、『人権教育のための世界プログラム』が採択されました。

この中で、地方公共団体等がこの行動計画に沿った取組を展開することが述べられ、これにより本市においても2000年（平成12年）には、「人権教育のための国連10年山鹿市行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定しました。

この行動計画に基づき、人権教育・啓発に取り組んできましたが、その後、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が制定されたことに伴い、本市においても2007年（平成19年）に、計画期間が10年間の「山鹿市人権教育・啓発基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を策定しました。

その計画期間が終了することから、今回、「第1次基本計画」の取組を継承する「第2次山鹿市人権教育・啓発基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。本計画は、人権の重要課題の動向を踏まえ、「第1次基本計画」の内容をさらに充実させ、発展させたものとしての性格を有し、国内の動向にも配慮しています。

3 基本計画の位置づけ

- ◆ 本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 147 号）第 5 条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- ◆ 本計画は、「第2次山鹿市総合計画」を上位計画としており、本市が目指す5つの目標を具現化した基幹施策（自治の基盤を支える施策）の中の1つとして捉えています。
- ◆ 本計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「熊本県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえて作成しています。

4 基本計画の期間

本計画の期間は、2017 年度（平成 29 年度）から 2021 年度（平成 33 年度）までの5年間とします。なお、「山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例」（平成17年1月15日条例第123号）第5条^{※1}等を視野に入れ、法改正や社会情勢の変化等に適切に対応できるよう、見直しを行います。

5 市民意識調査の実施

本計画の策定に当たって、市民の意見や要望を把握するため、市民意識調査を実施しました。なお、調査の内容につきましては、「第2次山鹿市男女共同参画計画」策定に係る調査も兼ねています。これ以降、「人権教育・啓発及び男女共同参画に関する市民意識調査」と表記しています。

調査対象	市内に居住する20歳以上の男女
標本数	2,000
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成28年9月
回収率	37.4%

※1 「山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例」（条例第 123 号）第 5 条：

市は、部落差別等の実態を把握するため、5年ごとを目途に調査を行うものとし、その結果を市の施策の推進に反映させるよう努めるものとする。

第2章 本市の人権をめぐる現状

「人権教育・啓発及び男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査という）から、市民の人権に関する意識や実態は次のように示されます。

1 人権侵害について

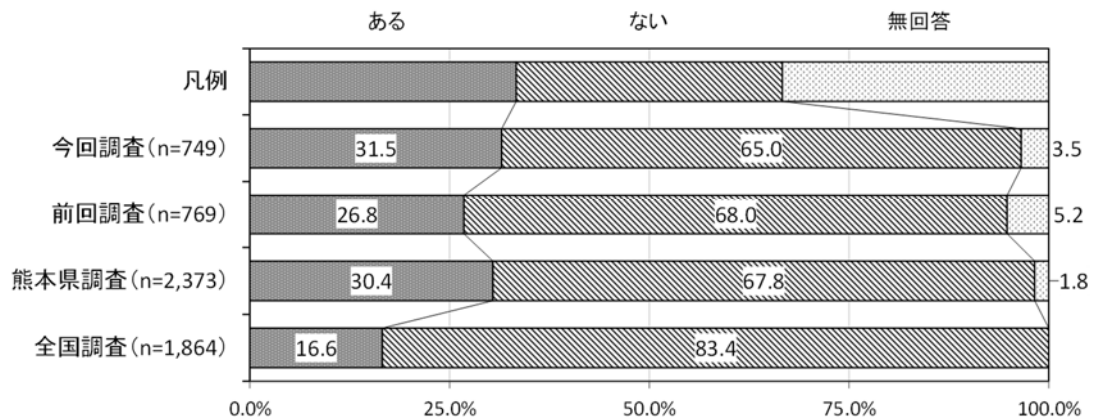
【あなたは今まで自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか】の問いでは、「ある」31.5%（前回調査より 4.7 ポイント増加）に対して、感じたことが「ない」65.0%（同 3.0 ポイント減少）となり、「自分の人権が侵害されたと感じたことがある」が3割を超えました。

「熊本県調査」と比較すると、感じたことが「ある」は 1.1 ポイント多く、感じたことが「ない」は 2.8 ポイント少なくなりました。

「全国調査」と比較すると、感じたことが「ある」は 14.9 ポイント多く、感じたことが「ない」は 18.4 ポイント少なく、全国調査との差が目立っています。（図表 1）

【図表 1 あなたは今までに自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか】

【前回、熊本県、全国との比較】

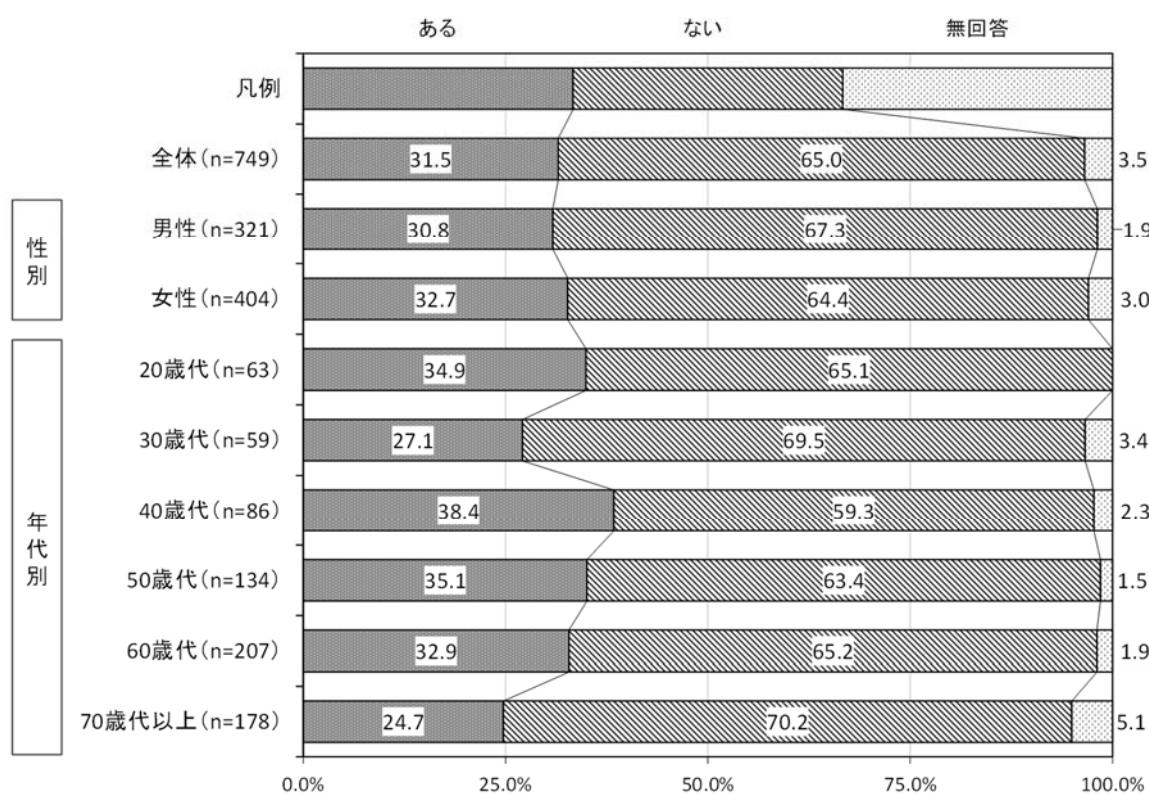


前回調査は、山鹿市「総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）」（平成 23 年）から
熊本県調査は、熊本県「人権に関する県民意識調査報告書」（平成 27 年）から
全国調査は、内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）から

「性別」にみると感じたことが「ある」は「男性」30.8%、「女性」32.7%となり、「女性」が1.9ポイント多くなりました。

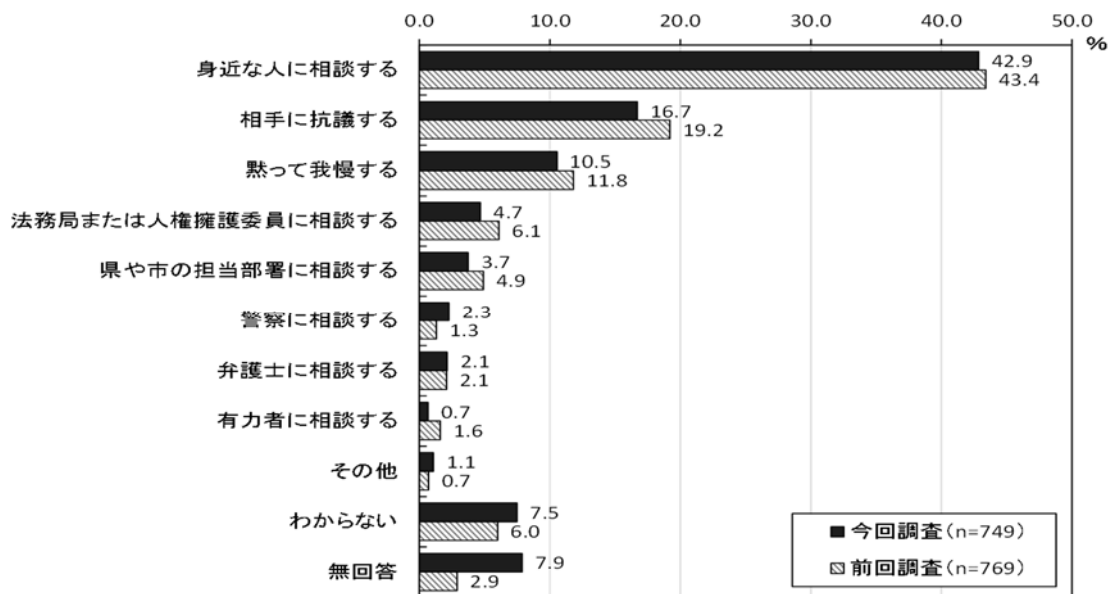
「年代別」にみると感じたことが「ある」は「40歳代」が最も高く38.4%、次いで「50歳代」35.1%、「20歳代」34.9%、「60歳代」32.9%、「30歳代」27.1%、「70歳代以上」24.7%の順となり、「40歳代」は「ある」が4割近くとなりました。（図表1付表1）

【図表1付表1 全体／性別／年代別】



【もしあなたがご自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか】の問いでは、「身近な人に相談する」42.9%（前回調査より0.5ポイント減少）、「相手に抗議する」16.7%（同2.8ポイント減少）、「黙って我慢する」10.5%（同1.3ポイント減少）、「わからない」7.5%（同1.5ポイント増加）、「法務局または人権擁護委員に相談する」4.7%（同1.4ポイント減少）、「県や市の担当部署に相談する」3.7%（同1.2ポイント減少）の順になりました。前回調査と比べて、具体的な選択肢の回答比率が低下し、「無回答」と「わからない」の回答率は高くなりました。（図表2）

【図表2 もしあなたがご自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか】
【前回との比較】



「性別」にみると「女性」は「身近な人に相談する」が52.7%となり、「男性」32.4%より20.3ポイント多くなりました。一方、「男性」は「相手に抗議する」が24.9%となり、「女性」10.6%より14.3ポイント多くなりました。

「年代別」にみると「20歳代」は「身近な人に相談する」「黙って我慢する」、「30歳代」「40歳代」「50歳代」は「身近な人に相談する」などについて、それぞれ全体と比べて回答率が高くなっています。（図表2付表1）

【図表2付表1 全体／性別／年代別】

	サンプル数	問15 人権を侵害されたときの対応										
		身近な人に相談する	相手に抗議する	黙って我慢する	法務局または人権擁護委員に相談する	県や市の担当部署に相談する	警察に相談する	弁護士に相談する	有力者に相談する	その他	わからない	無回答
全体	749	42.9	16.7	10.5	4.7	3.7	2.3	2.1	0.7	1.1	7.5	7.9
性別												
男性	321	32.4	24.9	10.9	5.6	4.4	3.1	2.5	0.6	1.6	8.4	5.6
女性	404	52.7	10.6	10.6	4.0	3.5	1.2	1.7	0.7	0.5	6.7	7.7
年代												
20歳代	63	49.2	11.1	20.6	1.6	0.0	1.6	0.0	0.0	1.6	6.3	7.9
30歳代	59	59.3	13.6	8.5	0.0	3.4	1.7	1.7	0.0	0.0	5.1	6.8
40歳代	86	48.8	19.8	12.8	4.7	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0	7.0	4.7
50歳代	134	47.0	17.2	9.0	0.7	3.7	1.5	4.5	0.0	1.5	7.5	7.5
60歳代	207	39.6	16.9	10.1	9.2	4.3	2.4	1.9	0.5	1.0	9.7	4.3
70歳代以上	178	36.0	19.1	9.0	5.1	6.2	2.8	2.2	2.2	1.1	6.2	10.1

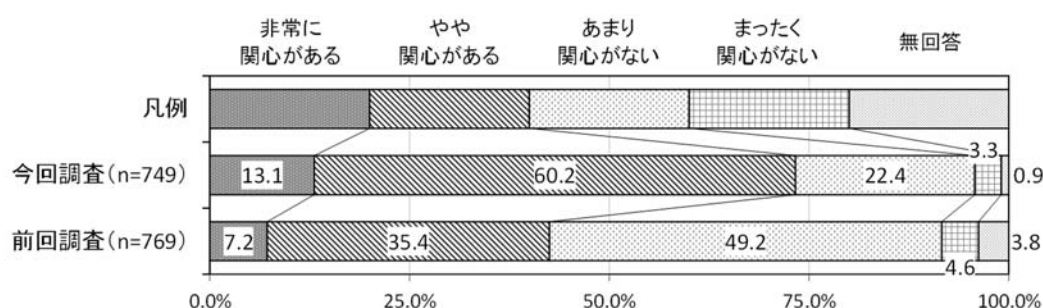
（単位：％）

2 人権問題への関心

【あなたは、人権問題に関心を持っていますか】の問いでは、『関心がある』（「非常に関心がある」と「やや関心がある」の合計）は73.3%で、前回調査の42.6%より30.7ポイント多く、このうち、「非常に関心がある」は前回調査より5.9ポイント増加しました。回答者の7割以上が「人権問題に関心がある」と答えています。一方、『関心がない』（「まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計）は25.7%で、前回調査の53.8%より28.1ポイント減少し、このうち、「まったく関心がない」は前回調査より1.3ポイント減少しました。（図表3）

【図表3 あなたは、人権問題に関心を持っていますか】

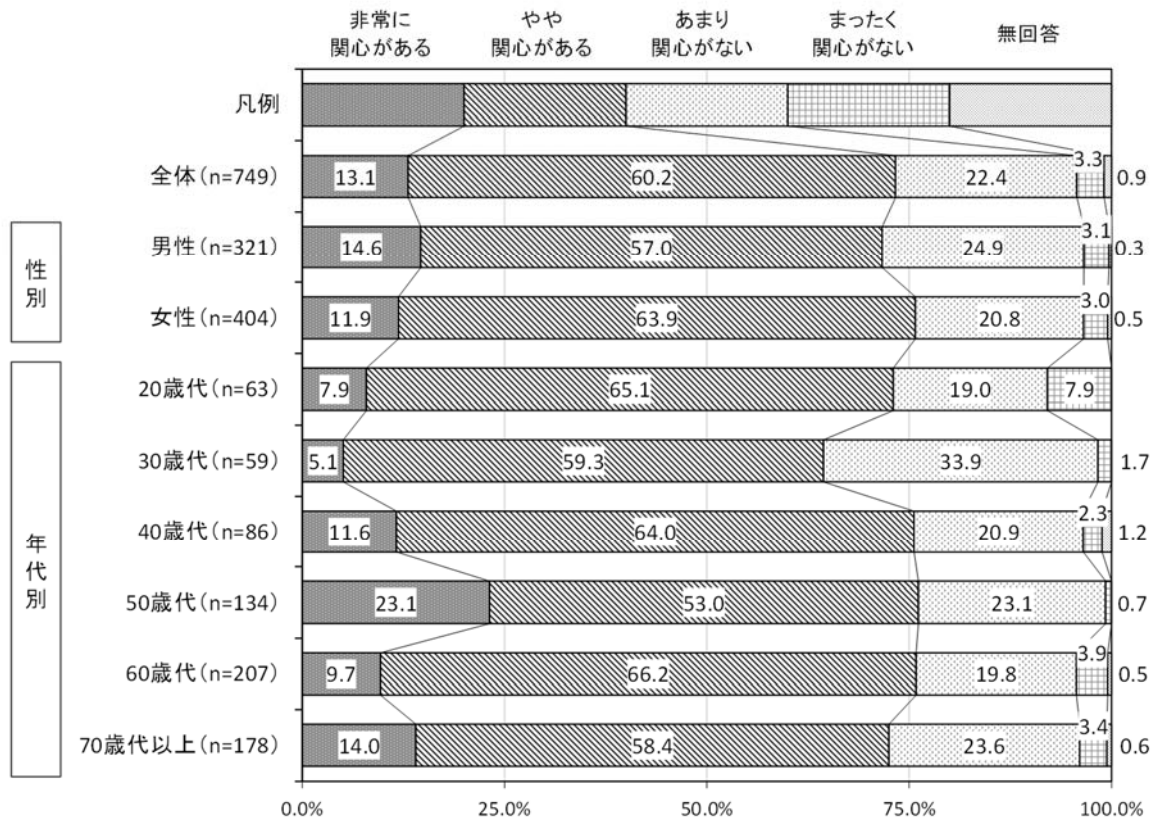
【前回との比較】



「性別」にみると『関心がある』（「非常に関心がある」と「やや関心がある」の合計）は「男性」71.6%、「女性」75.8%で、「女性」が4.2ポイント多く、一方、『関心がない』（「まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計）は「男性」28.0%、「女性」23.8%で、「男性」が4.2ポイント多くなりました。人権問題については「女性」の関心度がやや高くなっています。

「年代別」にみると『関心がある』（「非常に関心がある」と「やや関心がある」の合計）は「50歳代」が最も高く76.1%、次いで「60歳代」75.9%、「40歳代」75.6%、「20歳代」73.0%、「70歳代以上」72.4%、「30歳代」64.4%の順となり、40歳代～60歳代の中老年層で関心がやや高くなりました。一方、『関心がない』（「まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計）は「30歳代」が最も高く35.6%、次いで「70歳代以上」27.0%、「20歳代」26.9%、「50歳代」23.8%、「60歳代」23.7%、「40歳代以上」23.2%の順になっています。（図表3付表1）

【図表 3 付表 1 全体／性別／年代別】



3 同和問題について

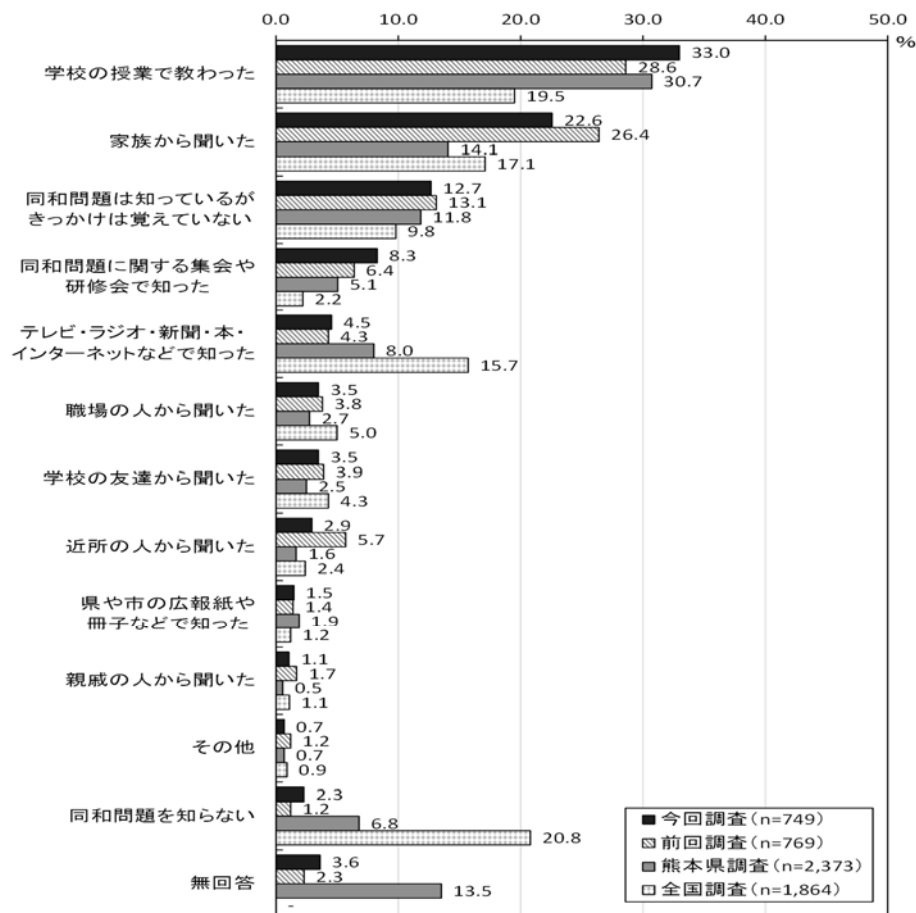
【同和問題について初めて知ったきっかけは何からですか】の問に対しては、「学校の授業で教わった」33.0%（前回調査より4.4ポイント増加）、「家族から聞いた」22.6%（同3.8ポイント減少）、「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」12.7%（同0.4ポイント減少）、「同和問題に関する集会や研修会で知った」8.3%（同1.9ポイント増加）、「テレビ・ラジオ・新聞・本・インターネットなどで知った」4.5%（同0.2ポイント増加）の順で高くなりました。前回調査と比べて「学校の授業で教わった」や「同和問題に関する集会や研修会で知った」の回答率は若干高くなっており、一方で「家族から聞いた」の回答率はやや低くなっています。

「熊本県調査」と比較すると「学校の授業で教わった」「家族から聞いた」「同和問題に関する集会や研修会で知った」については回答率が高く、「テレビ・ラジオ・新聞・本・インターネットなどで知った」「同和問題を知らない」などの回答率は低くなりました。

「全国調査」と比較すると「学校の授業で教わった」「家族から聞いた」「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」「同和問題に関する集会や研修会で知った」については回答率が高く、「テレビ・ラジオ・新聞・本・インターネットなどで知った」「同和問題を知らない」などについての回答率は低くなりました。（図表4）

【図表4 同和問題について初めて知ったきっかけは何からですか】

【前回、熊本県、全国との比較】



前回調査は、山鹿市「総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）」（平成23年）から
 熊本県調査：熊本県「人権に関する県民意識調査報告書」（平成27年）から
 全国調査：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成24年）から

「性別」にみると「女性」は「学校の授業で教わった」が39.9%となり、「男性」25.5%より14.4ポイント多くなりました。

「年代別」にみると「20歳代」は「学校の授業で教わった」「同和問題を知らない」について、「30歳代」「40歳代」「50歳代」は「学校の授業で教わった」について、「60歳代」は「家族から聞いた」について、「70歳代以上」は「家族から聞いた」「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」「同和問題に関する集会や研修会で知った」について、それぞれ全体と比べて回答率が高くなりました。（図表4付表1）

【図表4付表1 全体／性別／年代別】

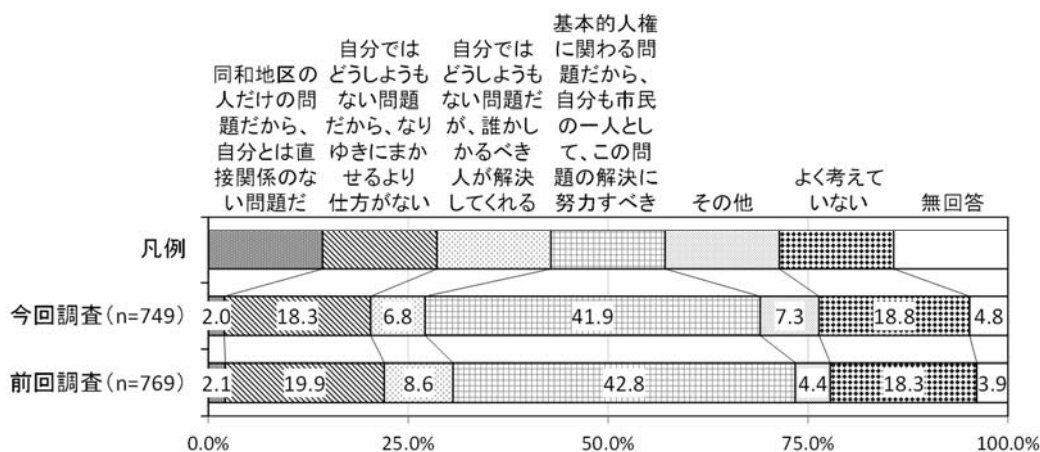
	サンプル数	問16 同和問題を知ったきっかけ												無回答	
		学校の授業で教わった	家族から聞いた	きっかけは知っているが覚えていない	同和問題に関する集会や研修会で知った	同和問題に関する集会や研修会で知った	テレビ・ラジオ・ネットなどで知った	職場の人から聞いた	学校の友達から聞いた	近所の人から聞いた	県や市の広報紙や冊子などで知った	親戚の人から聞いた	その他		同和問題を知らない
全体	749	33.0	22.6	12.7	8.3	4.5	3.5	3.5	2.9	1.5	1.1	0.7	2.3	3.6	
性別	男性	321	25.5	23.7	14.6	11.2	4.7	3.4	3.4	3.7	2.2	1.2	0.6	2.2	3.4
	女性	404	39.9	21.8	11.1	6.4	4.0	3.2	3.7	1.7	1.0	1.0	0.7	2.5	3.0
年代	20歳代	63	66.7	4.8	3.2	1.6	3.2	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	12.7	6.3
	30歳代	59	78.0	10.2	1.7	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	1.7
	40歳代	86	73.3	10.5	3.5	1.2	2.3	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	2.3	4.7
	50歳代	134	44.8	24.6	11.9	4.5	1.5	2.2	3.7	1.5	0.7	0.7	0.0	0.7	3.0
	60歳代	207	11.1	30.9	14.0	11.6	7.2	4.3	6.8	3.4	2.4	3.4	1.4	1.0	2.4
	70歳代以上	178	5.1	28.1	23.0	15.7	5.1	5.6	3.4	5.6	2.8	0.0	0.6	1.1	3.9

(単位：%)

【同和問題の解決に対するあなたの考えはどれに近いですか】の問に対して、市民の考え方としては、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだ」41.9%（前回調査より 0.9 ポイント減少）に対して、「よく考えていない」18.8%（同 0.5 ポイント増加）、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるより仕方ない」18.3%（同 1.6 ポイント減少）、「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれる」6.8%（同 1.8 ポイント減少）、「同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だ」2.0%（同 0.1 ポイント減少）となりました。前回調査とは大きな差はなく、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだ」が4割を超えています。（図表 5）

【図表 5 同和問題の解決に対するあなたの考えはどれに近いですか】

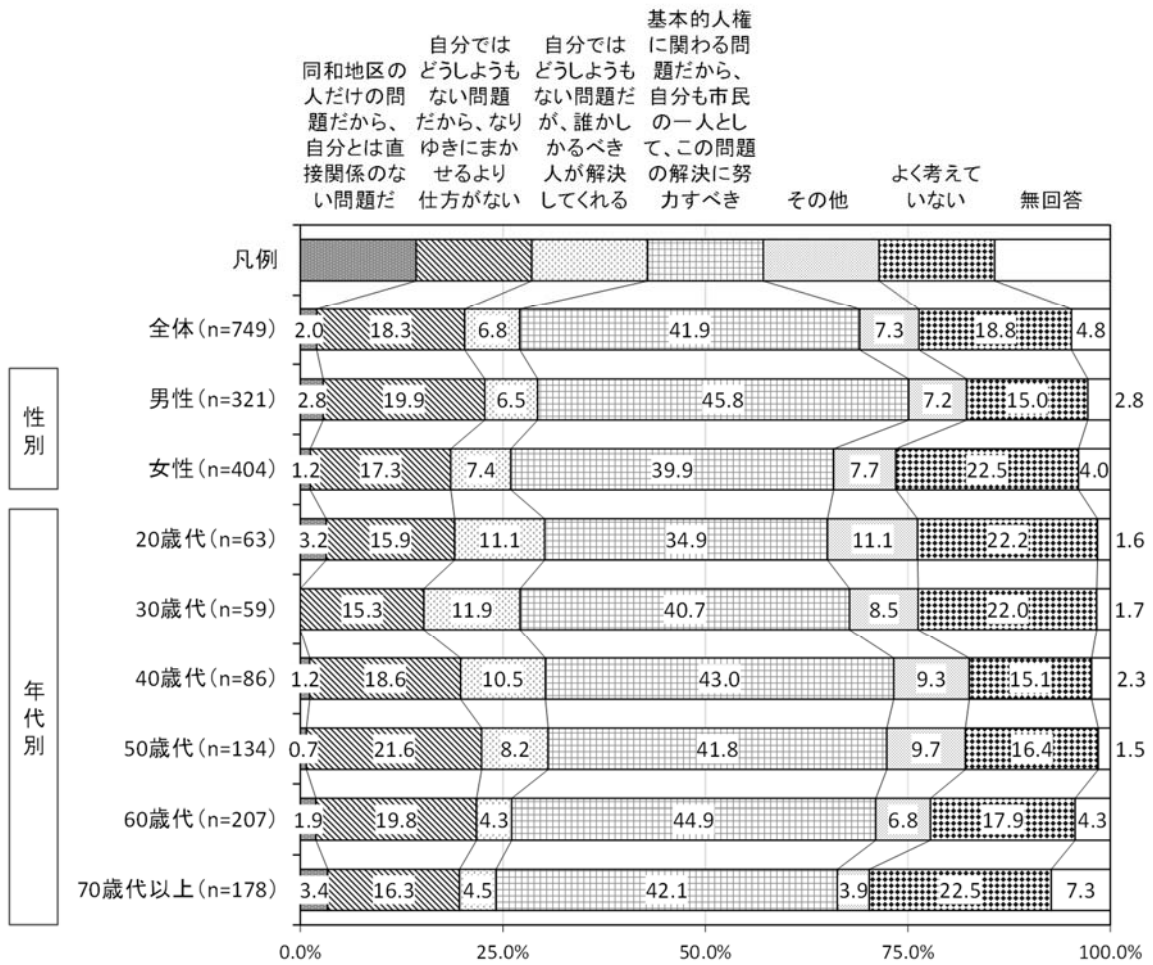
【前回との比較】



「性別」にみると「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだ」は「男性」45.8%、「女性」39.9%となり、「男性」が5.9ポイント多くなりました。また「女性」は「よく考えてない」が22.5%となり2割を超えました。

「年代別」にみると「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだ」は「60歳代」が最も高く44.9%、次いで「40歳代」43.0%、「70歳代以上」42.1%、「50歳代」41.8%、「30歳代」40.7%、「20歳代」34.9%の順になり、「20歳代」の回答率が他の世代に比べて低くなりました。（図表 5 付表 1）

【図表 5 付表 1 全体／性別／年代別】



第3章 計画の基本方向

1 基本理念

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の悲惨な体験とその反省に立ち、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という『世界人権宣言』が、1948年（昭和23年）に、国連総会で採択されました。その理念は、人権に関する多くの宣言や条約並びに法律等となって実を結び、様々な取組が世界各国で展開されてきました。

日本国憲法では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（第13条）、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（第14条）とうたっています。

本市では、第2次山鹿市総合計画において「人輝き飛躍する都市^{まち}やまが」を将来都市像に掲げ、合併後10年間で築き上げたまちづくりを基本に、市民一人ひとりが自立し、市民、民間（団体・企業）・行政がそれぞれの役割を果たし、個性と活力に満ちた協働のまちづくりに取り組んでいます。また、長い歴史に培われた伝統・文化を礎とし、未来に向けた取組に挑戦し続けています。

市民一人ひとりが自立していく中で、誰もが等しく「かけがえのない」「尊い」「大切な」存在であり、そして、一人ひとりの人権は、いつでも、どこでも、誰でもが平等に保障されるべきものです。

すべての市民が出身や門地、性別や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差にかかわらず、独立した人格と尊厳をもった一人の人間として尊重され、市民一人ひとりの個性が輝くことができるまちづくりを進めることを前提として、本計画の基本理念を次のとおりとします。

【基本理念】

人輝く・人権尊重の都市^{まち}やまが

2 基本目標

「人権教育のための国連 10 年」の国連決議では、「人権教育はたんなる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、生涯を通じた人権教育の重要性を指摘しています。

本市においては、これまで「人権教育」を「市民が主体的に学び、その成果を日常生活の中で具体的に生かす教育」とし、啓発まで含めた概念として広くとらえ、人権教育・啓発に取り組んできました。

本計画においては、以下の4つの目標を定め「人権教育・啓発」を推進します。

基本目標 1 人権についての教育・啓発

「人権についての教育・啓発」とは、人権に関する歴史を教える、差別・偏見が人々の意識、行動、生活にどのような影響を与えるのかということ教える、つまり人権とは何か、知識として伝えるということです。

基本目標 2 人権としての教育・啓発

「人権としての教育・啓発」とは、教育を受けること自体が人権であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して教育を保障するということです。

基本目標 3 人権のための教育・啓発

「人権のための教育・啓発」とは、人権の問題がなくなるのは、目の前の人権問題について自分達で解決しようとしていないことであり、人権の問題を自ら解決できる技能を身につけた人を育てるということです。

基本目標 4 人権を通じての教育・啓発

「人権を通じての教育・啓発」とは、学校でいじめがあったり、職場でセクシュアル・ハラスメントがあったりといった状況の下では、「人権感覚は本当に根づかない」と言われています。人権教育が行われる環境の中で、人権が大切にされていなければならないということです。

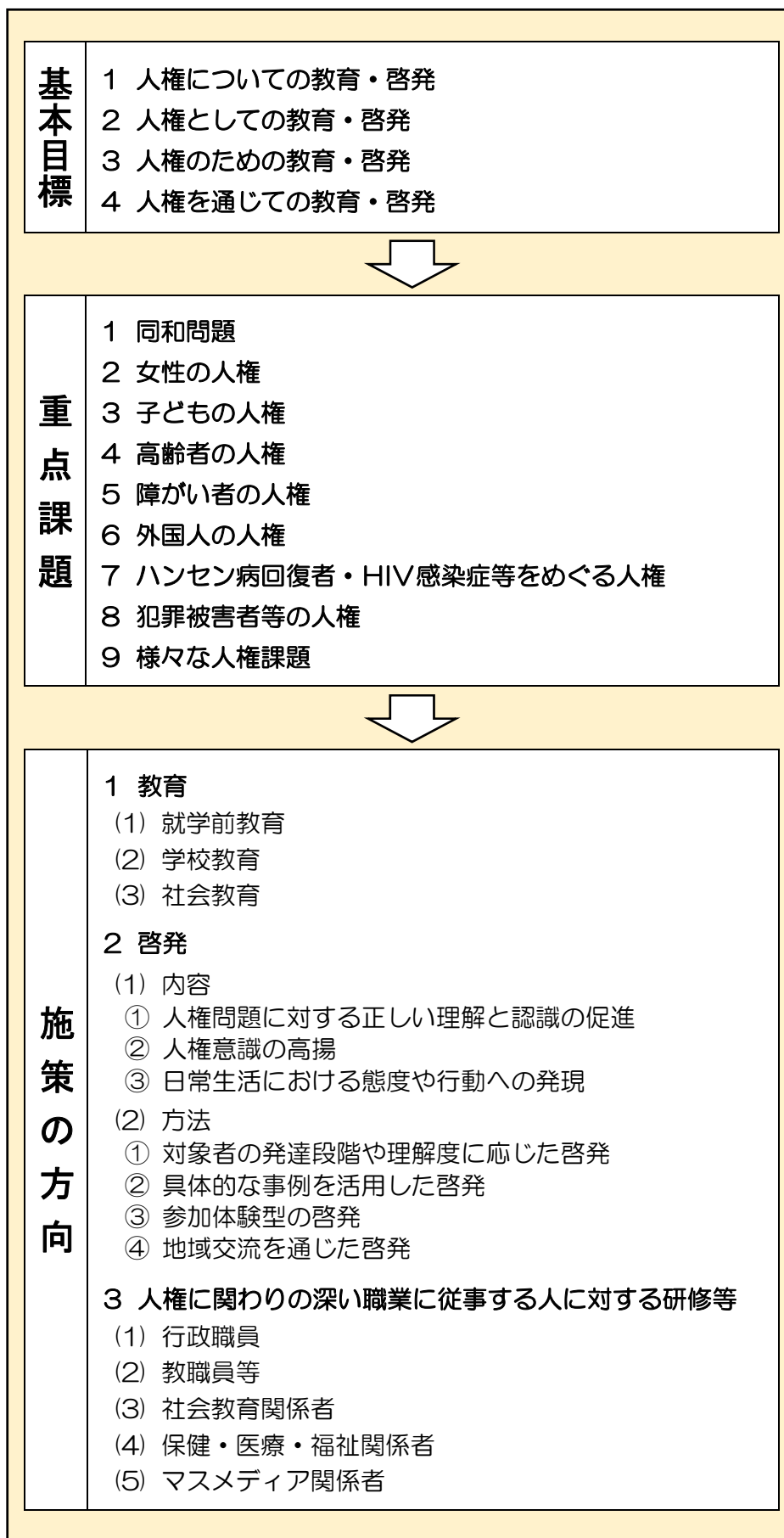
(参考) 人権教育・啓発推進法第 2 条

人権教育・啓発推進法では、その第 2 条で、「人権教育」と「人権啓発」を定義し、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」であるとしています。

3 施策の体系

基本理念

人輝く・人権尊重の都市_まやま_ちが



4 重点課題

多岐にわたる人権問題の中で、本計画が提起する重点課題を以下のように定めます。

《重点課題1 同和問題》

◎現状

同和問題は、わが国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。このため、本市においても、同和問題の解決を重要課題として位置づけ、同和对策事業の実施により住宅や道路などの生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備については着実に成果をあげ、生活環境は大きく改善されました。しかし、心理面における偏見や差別意識については依然として根強く残っています。

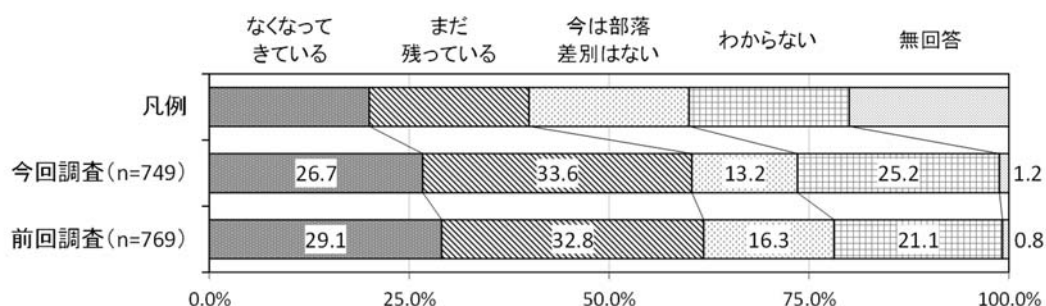
多様な学習機会の充実とコミュニティ活動の拠点として、隣保館等を中心に教養講座（地域交流講座）の開設や様々な研修会・学習会などが行われています。この活動を広く市民に啓発し、多くの市民の参加を呼びかけていく必要があります。

アンケート調査結果など

◇ 同和地区に対する差別が残っているとする人は30%を超えており、前回調査と比較すると約0.8ポイント増加しています（図表6）。同和問題で起こっていることで最も多いのは結婚問題です（図表7）。仮に、お子さんが結婚しようとする相手が同和地区の人とわかった場合、あなたならどうしますかとの質問には、「子どもの意思を尊重する」とする人が67.3%で、前回調査と比較すると約3.5ポイント増加しています（図表8）。一方『結婚に反対（「親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」と「絶対に結婚を認めない」の合計）』は27.2%で、前回調査と比較すると6.0ポイント下回っています。年代別で20代～40代においては「子どもの意思を尊重する」人が圧倒的多数ですが、50代以降は年代が上がるとともに『結婚に反対』する人が多くなっています（図表8付表）。

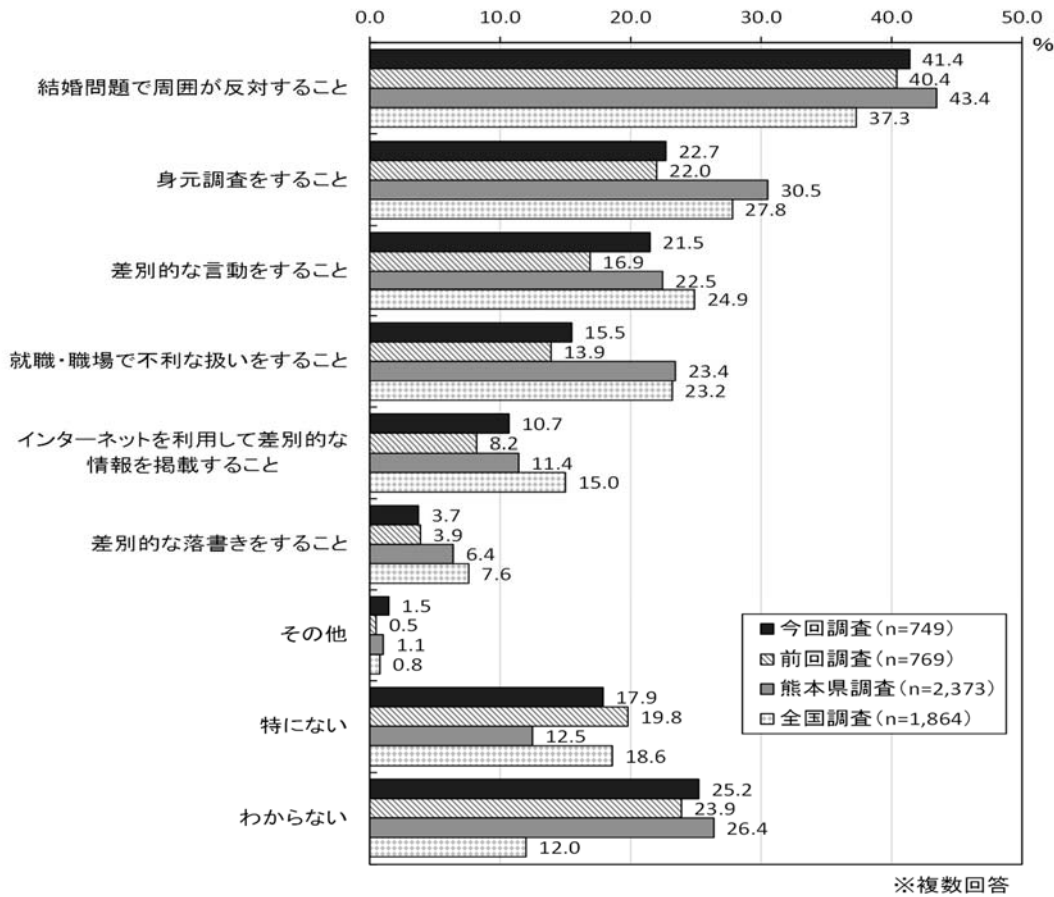
【図表6 同和地区に対する差別は残っていると思いますか】

【前回との比較】



【図表 7 同和問題に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか】

【前回、熊本県、全国との比較】



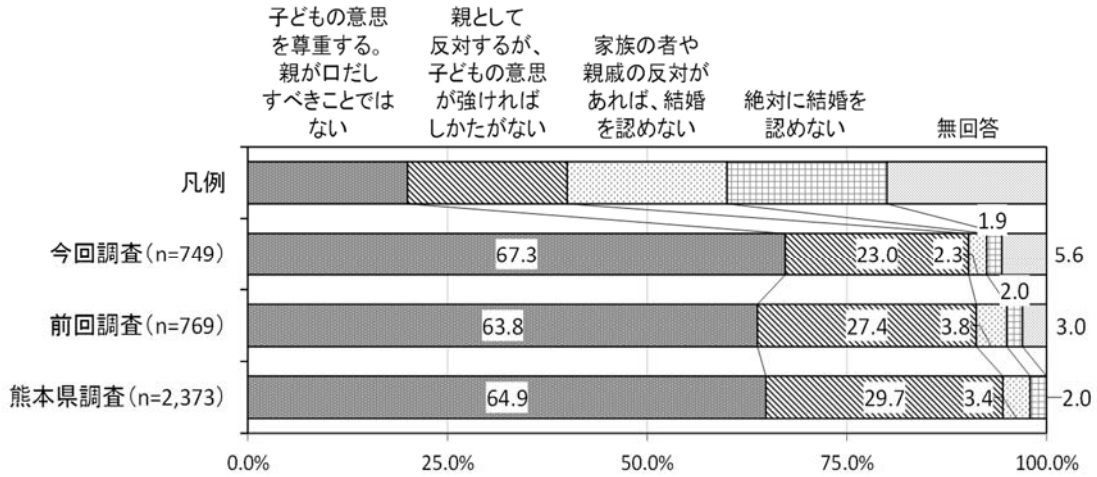
【図表 7 付表 全体／性別／年代別】

	サンプル数	問17 同和問題に関し、起きていると思う人権問題									
		結婚問題で周囲が反対すること	身元調査をすること	差別的な言動をすること	就職・職場で不利な扱いをすること	インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること	差別的な落書きをすること	その他	特にない	わからない	
全体	749	41.4	22.7	21.5	15.5	10.7	3.7	1.5	17.9	25.2	
性別	男性	321	39.9	20.9	21.8	17.1	10.3	5.6	1.2	21.8	21.5
	女性	404	42.3	24.3	21.0	14.6	10.6	2.5	1.7	14.4	28.2
年代	20歳代	63	46.0	17.5	39.7	31.7	22.2	9.5	0.0	3.2	39.7
	30歳代	59	39.0	15.3	25.4	22.0	8.5	6.8	3.4	8.5	30.5
	40歳代	86	45.3	27.9	33.7	25.6	18.6	5.8	0.0	8.1	22.1
	50歳代	134	47.8	31.3	20.9	18.7	11.9	5.2	3.0	19.4	20.1
	60歳代	207	37.2	23.2	15.5	10.6	6.8	1.4	1.0	21.7	25.1
	70歳代以上	178	38.2	17.4	14.0	6.7	6.2	1.7	1.7	24.7	23.6

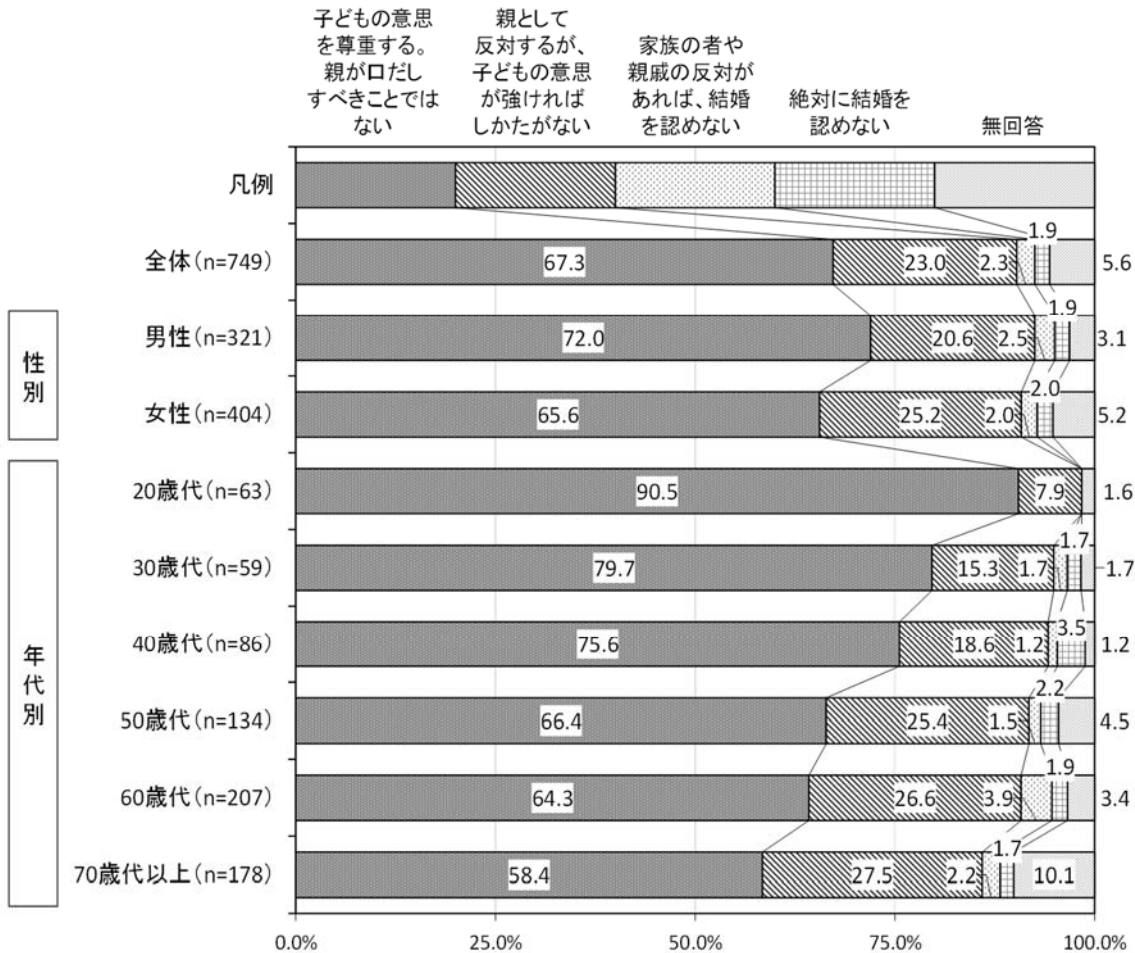
(単位：%)

【図表 8 仮にあなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区出身の人だということがわかった場合どうしますか】

【前回、熊本県との比較】



【図表 8 付表 全体／性別／年代別】



課題及び方向性

- ◇ 意識調査からみた同和問題は、「結婚問題」や「身元調査」、「差別的な言動」、「職場での差別」など、従来から言われてきた人権侵害とともに、インターネットを利用した差別事象も現れており、このようなケースに対する対応も啓発方法も含め考える必要があります。
- ◇ 年代によって差があるとはいえ、心理面における偏見や差別意識については依然として根強く残っています。近年、本市において、差別事象が発生していることから、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、学校を中心とした教育活動を充実させるとともに、講演会や研修会の開催、広報・チラシの配布・冊子の作成など、啓発活動を一層進める必要があります。
- ◇ 同和問題解決に関する多様な学習機会の充実とコミュニティ活動の拠点として、隣保館等の施設を中心に教養講座（地域交流講座）の開設や様々な研修会・学習会などの取組が行われています。豊かな人間性を育むため、ボランティア活動をはじめとする多くの体験活動や子ども・高齢者等との交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりに努めていますが、この活動を広く市民に啓発し、多くの方の参加を呼びかけていく必要があります。

●重点課題の背景●

◇太政官布告「解放令」

1871年（明治4年）8月の解放令は、単に蔑称を廃止し、身分と職業が平等に扱われることを明らかにしたにとどまり、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかったため、その後も差別意識が根強く残りました。

◇同和対策審議会の答申

1965年（昭和40年）8月、答申の中で「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。この答申は、その後の同和対策の基礎となっており、この答申が果たした歴史的意義は大きいものがあります。

◇「同和対策事業特別措置法」の制定

同和対策審議会答申を踏まえ、同和対策関係の最初の特別措置法として、1969年（昭和44年）7月、「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

その後、この法律も含め3本の特別措置法に基づき、33年間にわたって、生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発などの取組が行われてきました。

2002年（平成14年）3月末で「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことに伴い、同和地区や同和関係者を対象とする特別対策を終了しました。これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に、必要に応じた施策が適宜適切に実施されることとなりました。

◇地域改善対策協議会意見具申

1996年（平成8年）5月、地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の基本的な在り方について」出された意見具申では、特別措置法失効後の同和問題解決に向けた基本的な在り方を明確にするとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進や、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化など、法失効後においても適切な施策が必要であることを指摘しています。

◇「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題として、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、2016年（平成28年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

《重点課題2 女性の人権》

◎現状

女性の人権の尊重については、性差別意識や固定的な性別役割分担意識を解消することが課題となっています。法での明文化により様々な取組がなされ、男女平等や男女共同参画の理念は浸透しつつあります。しかしながら、今回実施した「市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」などの性別によって役割を固定することに「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた市民の割合が20%を超えており、今もなお、男性中心の社会の仕組みとそれを支える固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。一層の意識改革の取組が求められています。

性差別意識や固定的な性別役割分担意識は、女性の人権を侵害する様々な問題につながっており、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為^{※2}、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※3}、性犯罪など、女性に対する暴力や人権侵害もこれらの意識に起因すると言われています。このような女性に対する暴力や人権侵害を未然に防ぐためには、啓発活動の充実と相談体制の整備や取組の強化が求められています。

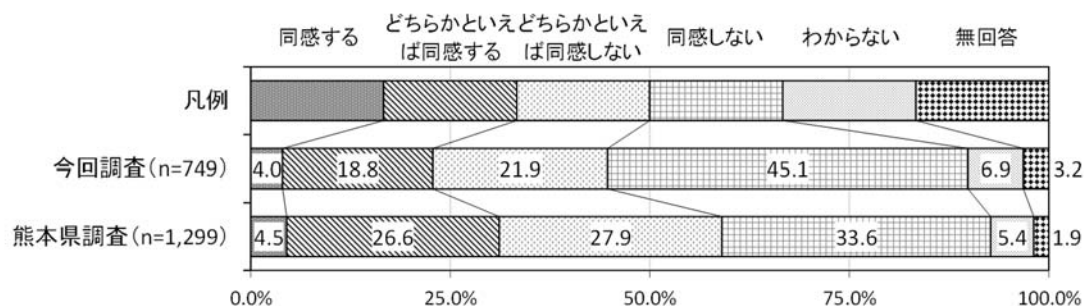
アンケート調査結果など

◇ 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に『同感する（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）』が22.8%に対して『同感しない』（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）は67.0%となり、男女の性別による役割固定について『同感しない』が7割近くになりました。

「熊本県調査」と比較すると『同感する』（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）は8.3ポイント少なく、『同感しない』（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）は5.5ポイント多くなりました。（図表9）

【図表9 「男は仕事、女は家庭」などの性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか】

【熊本県との比較】



熊本県調査：熊本県「男女共同参画に関する県民意識調査報告書」（平成26年）から

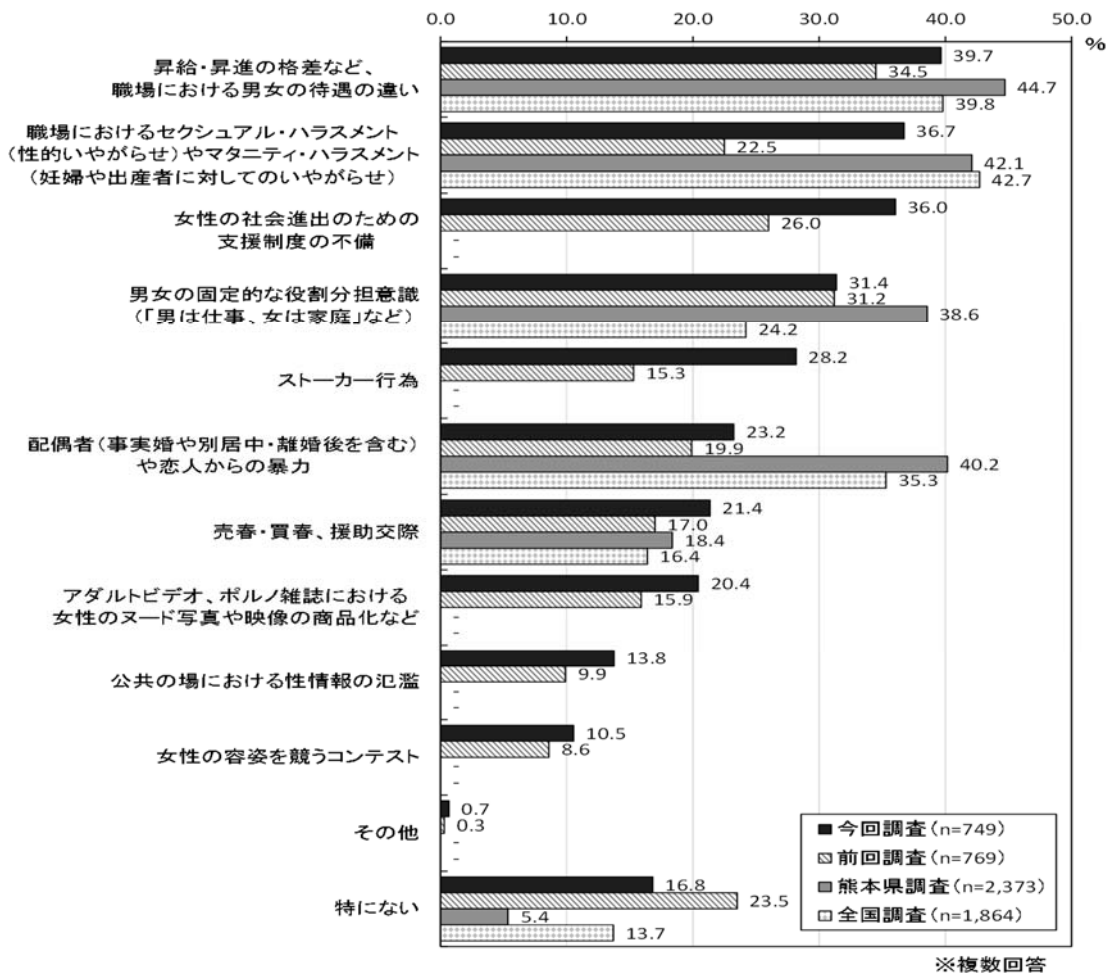
アンケート調査結果など

◇ 【女性の人権が尊重されていないと感じるものはありますか】の問いに対して、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」39.7%（前回調査より 5.2 ポイント増加）、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※4」36.7%（同 14.2 ポイント増加）、「女性の社会進出のための支援制度の不備」36.0%（同 10.0 ポイント増加）、「男女の固定的な役割分担意識」31.4%（同 0.2 ポイント増加）、「ストーカー行為」28.2%（同 12.9 ポイント増加）、「配偶者や恋人からの暴力（DV）」23.2%（同 3.3 ポイント増加）、「売春・買春、援助交際」21.4%（同 4.4 ポイント増加）などの順で、すべての項目において回答率が前回調査より高くなっています。

「熊本県調査」と比較すると「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント」「男女の固定的な役割分担意識」「配偶者や恋人からの暴力」についての回答率が低くなっており、とくに「配偶者や恋人からの暴力」については 17.0 ポイントの差となっています。（図表 10）

【図表 10 女性の人権が尊重されていないと感じるものはありますか】

【前回、熊本県、全国との比較】



前回調査：山鹿市「総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）」（平成 23 年）から
 熊本県調査：熊本県「人権に関する県民意識調査報告書」（平成 27 年）から
 全国調査：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）から

課題及び方向性

- ◇ 女性の人権を侵害する様々な問題は、性差別意識や固定的な性別役割分担意識が起因していると言われています。その意識を解消していくには、男女共同参画の理念や「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）^{※5}への理解を深め、男女が互いに個人として尊重し合うよう、市民意識を醸成していく必要があります。
- ◇ 配偶者やパートナー等の親密な関係にある異性に対する暴力を根絶するための基盤づくりを進め、「暴力は犯罪であり、重大な人権侵害である」という社会的な認識を徹底する必要があります。
- ◇ 暴力を未然に防ぐための各種講演会や研修会の開催、広報やチラシ等による啓発活動を推進するとともに、被害者女性を支援するための相談体制の充実や、一時的に避難することのできる場所の確保など、女性の保護と自立支援のための取組が必要とされます。

※2 ストーカー行為：

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うことをいいます。

※3 ドメスティック・バイオレンス（Domestic violence/DV）：

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組が急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。

※4 マタニティ・ハラスメント：

職場等において妊婦や出産経験者に対して行われる精神的、身体的ないやがらせ。

※5 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）：

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をいいます。

●重点課題の背景●

◇「日本国憲法」の制定

1946年（昭和21年）に公布された日本国憲法に基づき、家族や教育など女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記され、これにより女性の法制上の地位は大きく改善されていくことになりました。その後、「国際婦人年」である1975年（昭和50年）には「世界行動計画」が採択されました。

◇女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が採択

1979年（昭和54年）、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための条約として「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。日本では、これを契機に「男女雇用機会均等法」などが整備され、1985年（昭和60年）に同条約を批准しました。

◇「男女共同参画社会基本法」の制定

1995年（平成7年）9月の「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」や、1996年（平成8年）7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、1996年（平成8年）12月には、国において「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する2000年度（平成12年度）までの国内行動計画」が策定されました。

また、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成を国の最重要課題として取り上げることが明記されました。さらに、同年、改正男女雇用機会均等法にセクシュアル・ハラスメントに関する規定が盛り込まれるとともに2000年（平成12年）には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下ストーカー規制法という。）が制定されました。その後、ストーカー規制法は、平成25年と平成28年に罰則規定等の改正が成されました。

◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定

2001年（平成13年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV防止法）の制定により、これまでは夫婦間の問題として扱われた暴力を「配偶者からの暴力は犯罪である」と明示し、被害者からの申立てにより保護命令（接近禁止命令や退去命令）を発することができるようになりました。2004年（平成16年）の改正により、これまで身体への暴力に限定されていた暴力の定義を精神的なもの、性的なものまで拡大したほか、離婚直後の暴力が最も危険との認識から、元配偶者についても保護命令を発することができるようになり、被害者の保護の強化が図られるなど、女性の人権に関する法制度は着実に整備されつつあります。

◇「女性の職業生活における活動の推進に関する法律」の制定

2015年（平成27年）、女性の職業生活における活動を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かな活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活動の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活動を推進するための支援措置等について定めることを目的に制定されました。

《重点課題3 子どもの人権》

◎現状

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、行政、事業者、住民など、市全体で子どもの育ちを支えていくことが必要となっています。

家庭においては、経済的な問題や地域における人間関係の希薄化などに伴う育児不安や育児ストレスの増大などにより、児童虐待^{※6}問題が深刻化しています。そのことから、児童虐待の通告義務があることなどの啓発、早期発見・発生予防や虐待を受けた児童及びその保護者に対する適切な対応が必要とされています。

学校においては、いじめや不登校、中途退学などの解消や未然防止のため、相談体制の整備や取組の強化が求められています。

また、地域においては、民生委員・児童委員や主任児童委員、子ども相談員等、子どもの人権問題に対する指導者の資質の向上を図りながら、子どもの権利に関する市民への啓発に取り組む必要があります。

※6 児童虐待：

保護者とその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次の行為をすることをいいます。

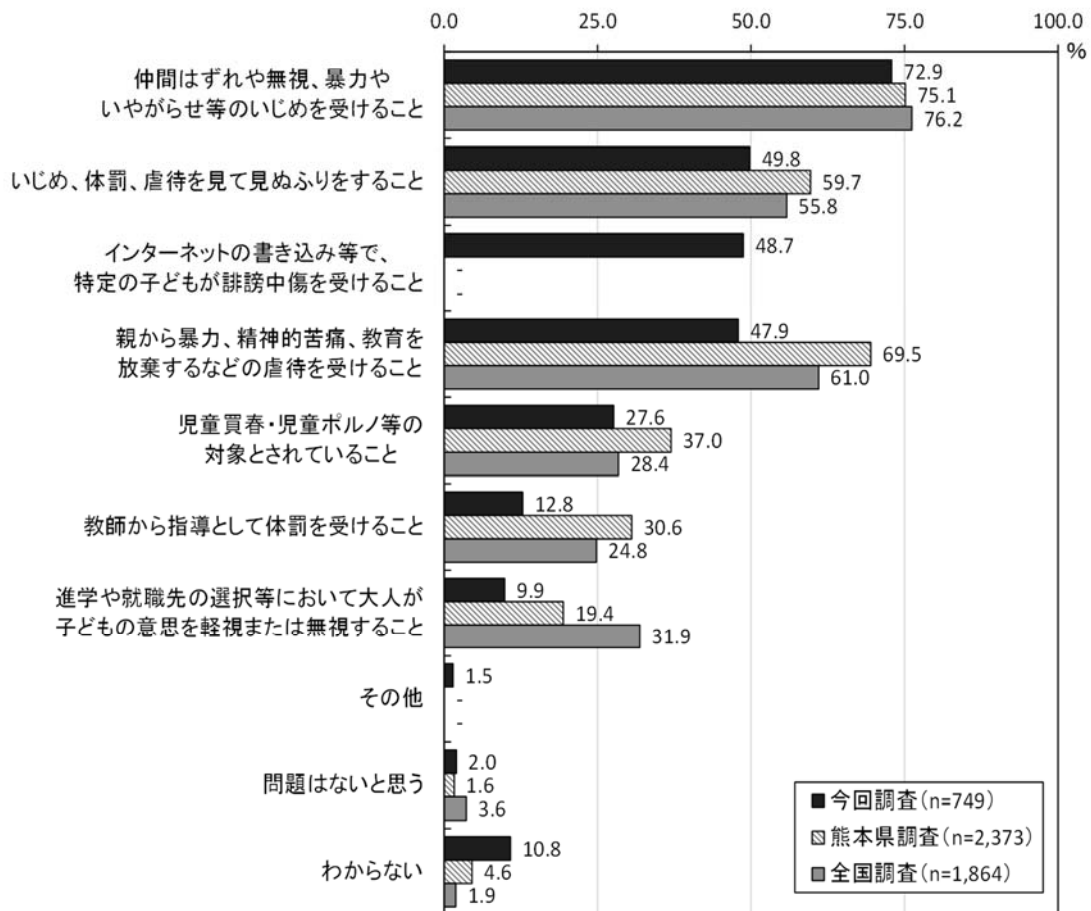
- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること
 - ②性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること
 - ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること
 - ④心理的虐待：児童に、将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと
-

アンケート調査結果など

- ◇ 【子どもの人権について、おたずねします。現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。】の問いに対して、「仲間はずれや無視、暴力やいやがらせ等のいじめを受けること」72.9%、「いじめ、体罰、虐待を見て見ぬふりをすること」49.8%、「インターネットの書き込み等で、特定の子どもが誹謗中傷を受けること」48.7%、「親から暴力、精神的苦痛、教育を放棄するなどの虐待を受けること」47.9%などの順に高くなっています。（図表 11）
- ◇ 「熊本県調査」と比較すると、各項目についての回答率が低くなっています。とくに「親から暴力、精神的苦痛、教育を放棄するなどの虐待を受けること」については 21.6 ポイントの差がありました。
- ◇ 「全国調査」と比較すると「進学や就職先の選択等において大人が子どもの意思を軽視または無視すること」についての回答率が 22.0 ポイント低くなりました。

【図表 11 子どもの人権について、おたずねします。現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。】

【熊本県、全国との比較】



※複数回答

熊本県調査：熊本県「人権に関する県民意識調査報告書」（平成 27 年）から
 全国調査：閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）から

課題及び方向性

- ◇ 広く市民に対し児童虐待の通告義務があることなどの啓発に努めるとともに、早期発見・予防や虐待を受けた児童及びその保護者に対する迅速かつ適切な対応のため、福祉・医療・教育・警察など関係機関との連携が必要です。
- ◇ 学校においては、いじめや不登校、中途退学などの解消や未然防止のため、教職員の相談技能の向上を目指した研修や、子ども・保護者・教職員の相談に応じるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザーの配置等、子どもについての相談や教職員の研修に対する専門家の派遣等、指導・支援体制を充実させる必要があります。
- ◇ 子どもの人権を守り、社会的に自立していけるよう、保護者だけではなく、行政、学校、企業、地域などがそれぞれの役割を果たし、さらに相互に協力し合い、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制も充実させる必要があります。

●重点課題の背景●

- ◇ 「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が国連で採択
1924年（大正13年）、生存と発達のための最低限の保護を重視することが規定されています。
- ◇ 「児童の権利宣言」が国連で採択
1959年（昭和34年）、教育を受ける権利や差別されない権利といったより具体的な権利が規定されています。
- ◇ 「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約^{※7}）が国連で採択
1989年（平成元年）、子どもの権利保障の基準が「条約」という形で明らかにされています。
- ◇ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の制定
1999年（平成11年）に制定され、「児童の権利の擁護」が明記されています。
- ◇ 「児童虐待の防止等に関する法律」の制定
2000年（平成12年）制定されました。「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれており、実質的には子どもの権利を擁護するための法律となっています。
現行の「児童虐待の防止等に関する法律」では、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会的に自立できるよう、発生予防から自立に至るまでの切れ目ない支援体制が整備されています。

◇「児童虐待の防止等に関する法律」の改正に伴う「民法」及び「児童福祉法」の改正

2011年（平成23年）、児童虐待の防止等を図り、子どもの権利利益を擁護する観点から、虐待等をした保護者の親権の停止制度の創設といった「民法」の改正や里親等に預けられている子どもや一時保護中の子どもに親権者がいない場合は、児童相談所長が親権を代行するなどの内容で「児童福祉法」の改正がなされました。

◇「いじめ防止対策推進法」の制定

2013年（平成25年）、いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されました。

◇「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

2013年（平成25年）、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として制定されました。

※7 子どもの権利条約：

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。1989年11月20日に国連総会において採択され、2005（平成17年）1月現在で192の国と地域が締結しています。この条約は、1924年の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」、1959年の「子どもの権利宣言」を受けて成立しました。

前文と本文54条からなり、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障していますが、具体的には、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守ることを定めています。わが国は1994（平成6）年4月に批准し、158番目の批准国です。（日本ユニセフ資料）

《重点課題4 高齢者の人権》

◎現状

現在、日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は26.0%（平成26年内閣府数値）であり、今後も高齢化が急速に進展すると予測されています。その一方で、国民の意識や社会システムの対応は、高齢化の進展速度に比べて遅れており、高齢社会にふさわしいものとなるよう早急な見直しが求められています。

高齢者の人権に関わる問題に対しては、何よりも高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を基本とし、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害などを防止する必要があります。

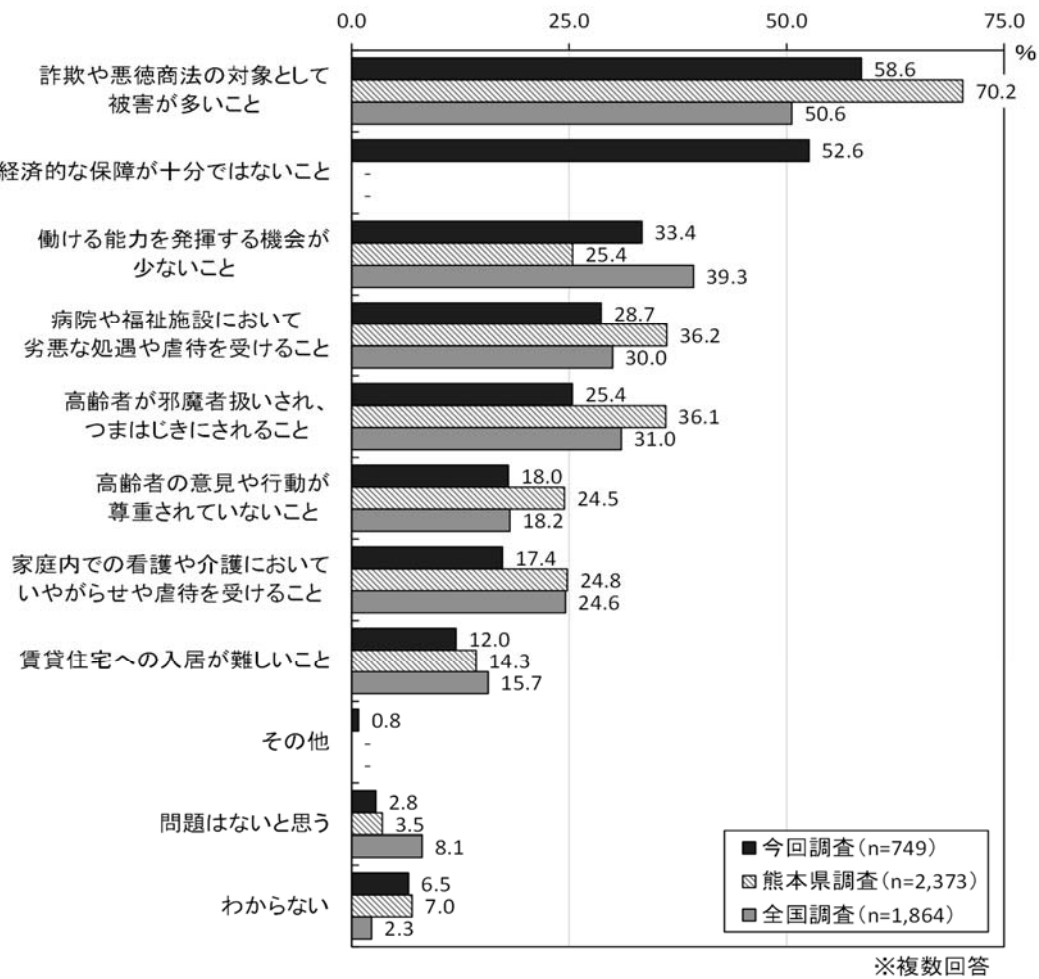
また、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直しを図る必要があります。

アンケート調査結果など

- ◇ 本市の高齢化率は約34.6%（平成27年国勢調査）となっており、全国26.0%を大きく上回る水準で推移しています。この傾向は今後も続くことが予想され、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加が見込まれています。
- ◇ 「詐欺や悪徳商法の対象として被害が多いこと」58.6%、「経済的な保障が十分ではないこと」52.6%、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」33.4%、「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」28.7%、「高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」25.4%、「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」18.0%、「家庭内での看護や介護においていやがらせや虐待を受けること」17.4%の順になっています。
- ◇ 「熊本県調査」と比較すると「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」以外のすべての項目において回答率が低くなりました。とくに「詐欺や悪徳商法の対象として被害が多いこと」については11.6ポイントの差がありました。
- ◇ 「全国調査」と比較すると「家庭内での看護や介護においていやがらせや虐待を受けること」についての回答率が7.2ポイント低くなりました。（図表12）

【図表 12 高齢者の人権について、おたずねします。現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。】

【熊本県、全国との比較】



熊本県調査：熊本県「人権に関する県民意識調査報告書」（平成 27 年）から
 全国調査：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）から

課題及び方向性

- ◇ 高齢者と他世代とのつながりも薄れており、高齢者に対する理解や認識不足による就業差別や、介護を必要とする高齢者に対する介護者からの肉体的・心理的虐待などが大きな問題となっています。高齢者の尊厳が守られ、安心して自立した高齢期を送れるよう支援することが必要です。
- ◇ 2005年（平成17年）の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：高齢者虐待防止法）の制定に伴い、高齢者の人権を地域社会全体で見守る体制づくりを進める必要があります。

また、高齢者への対応について、地域包括支援センターや介護施設などの関係機関に対する研修を一層充実させるとともに、市民に対する啓発等を継続していく必要があります。
- ◇ 高齢者の日常生活に関連する悩みの解消については、「シルバー110番^{※8}」などの相談事業を積極的に利用できる環境づくりに取り組むとともに、特に、判断能力の不十分な認知症の高齢者等を悪徳商法や振り込め詐欺の被害から守り、財産管理を行うため、成年後見制度^{※9}等を広く市民に普及する必要があります。
- ◇ 高齢者のまわりには、意識面をはじめとする様々な障壁が存在しており、高齢者の自立と社会的活動への参加が阻まれています。バリアフリー^{※10}やユニバーサルデザイン^{※11}等を進め、高齢者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組む必要があります。
- ◇ 高齢者の自立と社会参加を図るためには、高齢者を年齢だけで一律に別扱いする制度や慣行等についても見直す必要があります。そのため、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることのできるよう、就労支援のための施策や、ボランティア活動など社会参加へのきっかけとなる事業の充実を図る必要があります。
- ◇ 認知症高齢者の人権を擁護するためには、地域住民の理解促進に関する取組を推進することが求められます。

そのため、広報等の手段により認知症に対する正しい知識と理解を広めるとともに、「認知症地域サポートリーダー養成講座」の実施による指導者の養成など、認知症高齢者やその家族に対する差別意識をなくすことが必要です。

●重点課題の背景●

◇「高齢社会対策基本法」制定

1995年（平成7年）に制定され、わが国の急速な高齢化の進展に対処するための基本的施策を定めた法律です。

◇「高齢社会対策大綱」閣議決定

「高齢社会対策基本法」第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、1996年（平成8年）に閣議決定されました。

◇新しい「高齢社会対策大綱」閣議決定

戦後生まれの団塊の世代が高齢期を迎えるにあたって、その基本姿勢を明確にするとともに、一層の対策を推進する観点から、2001年（平成13年）に閣議決定されました。

◇「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：高齢者虐待防止法）制定

2005年（平成17年）に制定され、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、高齢者の権利擁護に資するために定められた法律です。

※8 シルバー110番：

高齢者やその家族の方々の様々な相談に対応している熊本県高齢者総合相談センター（通称：シルバー110番）のことです。相談には、生活上のいろいろな心配ごとに対して相談員が応じる一般相談と、相談日を決めて法律、税などについて専門家が相談に応じる専門相談とがあります。

※9 成年後見制度：

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分人は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害に遭うおそれがあります。このような判断能力の不十分な人の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度があります。

※10 バリアフリー：

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことを「バリアフリー」といいます。

※11 ユニバーサルデザイン：

障害の有無や年齢、性別、能力を問わず、誰にもわかりやすく、誰にも使いやすい製品、環境、空間、建築におけるデザインをいいます。

《重点課題5 障がい者の人権》

◎現状

障害者基本法では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と規定されています。しかし、現実には、意識面をはじめとする様々な障壁が存在しており、その自立と社会参加が阻まれています。

また、2005年（平成17年）、「障害者自立支援法」の制定により、身体・知的・精神の3障がいに対して共通の制度の下での一元的なサービス提供の仕組みが創設され、障がいのある人の地域生活と就労促進に取り組むことになりました。

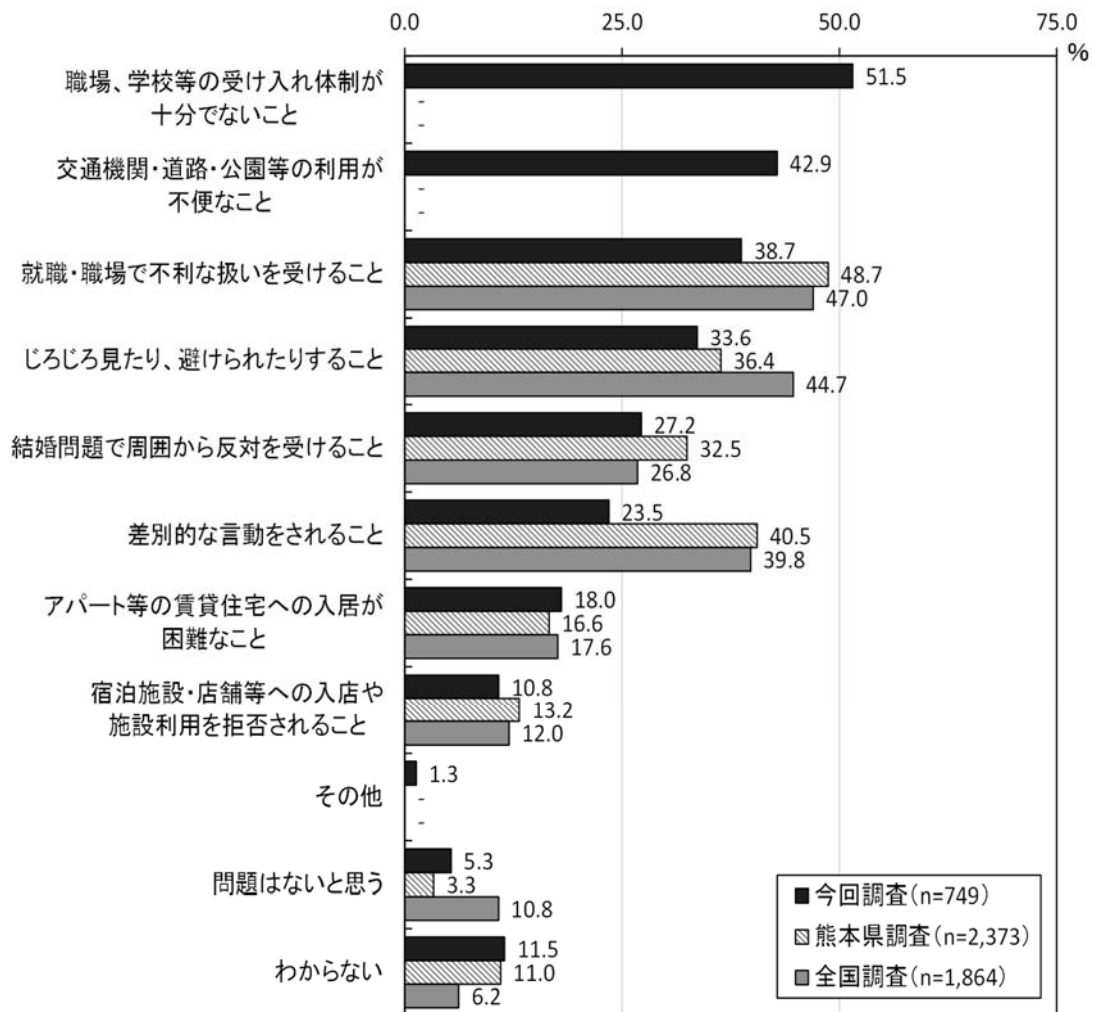
その後、関係法の改正や2013年（平成25年）に制定された「障害者差別解消法」において、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現をめざす」と規定されました。このことから、障がいに対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などが求められています。

アンケート調査結果など

- ◇ 【障がい者の人権について、おたずねします。現在、どのような人権問題が起きていると思いますか】の問いに対して、「職場、学校等の受け入れ体制が十分でないこと」51.5%、「交通機関・道路・公園等の利用が不便なこと」42.9%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」38.7%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」33.6%、「結婚問題で周囲から反対を受けること」27.2%、「差別的な言動をされること」23.5%などの順に高くなっています。
- ◇ 「熊本県調査」と比較すると、「アパート等の賃貸住宅への入居が困難なこと」と「問題はないと思う」以外の項目については、すべて回答率が下回っています。とくに「差別的な言動をされること」は17.0ポイントの差がありました。
- ◇ 「全国調査」と比較すると、「熊本県調査」と同様に「差別的な言動をされること」については下回っており、16.3ポイントの差がありました。（図表8）

【図表8 障がい者の人権について、おたずねします。現在、どのような人権問題が起きていると思いますか】

【熊本県、全国との比較】



※複数回答

熊本県調査：熊本県「人権に関する県民意識調査報告書」（平成27年）から
 全国調査：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成24年）から

課題及び方向性

- ◇ 障がい者が地域で共に暮らし、安心して生きていくためには、そのことが当たり前であることを前提とした地域づくりを推進していかなければなりません。とくに、自閉症などの発達障がいや精神障がいについては、地域における誤解や偏見が、障がい者の自立と社会参加の大きな障壁となっていることから、さらに啓発に取り組む必要があります。
- ◇ 障がい者が地域で生活するうえでの大きな課題の一つに就労の問題があります。就労意欲の高い障がい者であっても、事業所の障がい特性についての理解不足などにより、働く場所がない、働き始めても長続きしないといった問題があることから、障がい者のみならず、事業所と障がい者の双方へのきめ細やかな支援を行う必要があります。
- ◇ 障がい者のまわりには、意識面をはじめとする様々な障壁が存在しており、障がい者の自立と社会的活動への参加が阻まれています。バリアフリーやユニバーサルデザイン等を進め、障がい者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組む必要があります。
- ◇ 教育面においては、すべての保育園・幼稚園・学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする園児・児童・生徒が、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を受けることができる体制の整備を図る必要があります。

また、園児・児童・生徒一人ひとりの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に学びの場を変更できることを共通理解し、教育相談を継続的に行っていく必要があります。
- ◇ 身近なところを見れば、健常者による障がい者用駐車スペースへの駐車など、理解のない行動や誤解、偏見など、依然として多くの課題が存在しています。「共に生きる」社会づくりのためには、何よりもまず地域社会が、障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいや障がい者のことを正しく理解しなければなりません。そのためには、障がいに対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などを行う必要があります。
- ◇ 障がい者に対する財産の侵害や障がい者を狙った犯罪なども発生しています。そのため、障がいについての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組みながら、地域の障がい者や高齢者、子どもなど援護を必要とする人を地域が守る力を備えていく必要があります。

また、障がい者の権利を擁護するために成年後見制度の普及啓発の必要があります。

●重点課題の背景●

国連では、

◇「知的障害者の権利宣言」の採択

1971年（昭和46年）に採択され、知的障がい者が多くの活動分野において、その能力を発揮しえるよう援助し、通常の生活を営むことを促進するよう規定されています。

◇「障害者の権利宣言」の採択

1975年（昭和50年）に採択され、障がい者の権利が具体的に規定されています。

◇「障害者対策に関する長期計画」1982年（昭和57年）から10年間

1979年（昭和54年）、国際障害者年のテーマを「完全参加と平等」にすることを決定したことなどを受け、1982年（昭和57年）からの10年間の長期計画を定めました。

◇「国連・障害者の10年」1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）まで

これによりノーマライゼーション^{※12}理念が世界各国に広がりました。

国では、

◇「障害者基本法」の制定

1993年（平成5年）、障がい者施策の基本となる法律が制定されました。それまで身体障がい者だけだった障がいの定義について、知的障がい、精神障がいまで含めて定義されました。

◇「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」の策定

障害者基本法に基づく障がい者の具体的な行動計画であり、1995年（平成7年）に策定されました。

◇新「障害者基本計画」・「重点施策実施5ヵ年計画」の策定

「障害者基本法」では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と規定されていますが、いまだ現実には、障がい者のまわりでは、意識面をはじめとする様々な障壁が存在しており、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

◇「障害者自立支援法」の制定

2005年（平成17年）、従来の支援費制度に代わり、障がい者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた社会を構築する方向で制定された法律です。

◇「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定

2011年（平成23年）、障がい者への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるために制定された法律です。

◇「障害者差別解消法」の制定

2013年（平成25年）、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現をめざすことを目的として制定されました。

県では、

◇「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の制定

2011年（平成23年）、障がいのある方に対する県民の理解を深め、障がいのある方の権利を擁護する取組を進めるための差別禁止条例が制定されました。

※12 ノーマライゼーション：

障がいのある者もない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会を目指す理念。

《重点課題 6 外国人の人権》

◎現状

国際化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えています。就労差別や入居・入店拒否など日常生活において差別事象が発生しています。

また、近年、国内においては、特定の民族や国籍の人々を排斥するいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や差別的な事案が見受けられます。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。これらの背景としては、日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

偏見や差別の解消に向け、市民一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させる必要があります。

また、外国人が快適に暮らすための支援や、活動しやすい環境づくりを進めるとともに、防犯・防災対策などを充実させる必要があります。

課題及び方向性

◇ 本市における外国人住民数は、2017年（平成29年）1月31日現在で252人となっており、民間団体や企業等により様々な国々との国際交流も行われています。併せて、観光やビジネスなどで諸外国から本市を訪れる人数も含めて、諸外国との人的、物的交流の規模は今後とも拡大していくことが予測されます。

そのため、本市における「地方の国際化」の牽引役となる行政、学校、民間（団体・企業）、市民などが外国人の人権についての関心をより一層高め、外国人が暮らしやすく活動しやすい地域づくりを進めなければなりません。

◇ 外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっています。その一方で、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化と接する場合は、閉鎖的になりがちな傾向もあります。

このため、偏見や差別の解消に向け、市民一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させる必要があります。

◇ 外国人が快適に暮らすための支援や活動しやすい環境づくりを進めることも大切です。地域における日本語学習機会の確保や医療などの日常生活や緊急時における相談・情報提供機能を充実させるとともに、公共施設、ビジネスや観光の場における外国語表示や、在住外国人と地域住民との交流促進が必要です。

併せて、防犯・防災の講話、研修会等を実施し、防犯・防災対策を充実させる必要があります。

●重点課題の背景●

◇「日本国憲法」

日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。

◇「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）の制定

2016年（平成28年）5月に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として制定されました。

《重点課題7 ハンセン病回復者・HIV感染症等をめぐる人権》

◎現状

ハンセン病については、わが国では明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られ1960年（昭和35年）のWHO（世界保健機関）の勧告後も続けられました。1996年（平成8年）、「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりましたが、ハンセン病療養所入所者のほとんどは依然として患者であるとの誤解が払拭されていないのが現状です。ハンセン病についての正しい認識をもち、人権擁護の見地に立って、地域の市民にハンセン病の歴史や人権についての理解を深め、他の偏見と差別に苦しんで闘っている人たちとの相互支援に取り組んでいく必要があります。

HIV感染症等については、医学的に不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識により、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族などに対する様々な人権問題が生じています。感染症については、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であるとともに、患者や家族などに対する偏見や差別意識の解消など、人権尊重の視点も重要です。

2014年（平成26年）末現在、熊本県におけるHIV感染者・エイズ患者の届出数は、感染者74人、患者54人となっています（全国では感染者16,903人、患者7,658人）。

また、2014年（平成26年）のエイズ年報では、性的接触によるものが感染者の88.7%、患者の83.1%を占めています。

課題及び方向性

- ◇ 県内には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池患楓園」※13を含め2つの療養所があり、現在、約286人（2015年（平成27年5月1日現在））の方が暮らしています。また、1895年（明治28年）の「私立回春病院」※14の創設や1898年（明治31年）の「私立待労院」※15の創設、さらにはハンセン病の歴史を大きく変えることとなった熊本地方裁判所判決が2001年（平成13年）5月に出されたことなど、県とハンセン病はたいへん深い関わりがあり、本市でも理解を深めるための啓発活動が必要です。
- ◇ ハンセン病が治る病気であるという正しい認識を持ち、人権擁護の見地に立って、地域・社会の人々にハンセン病の歴史や人権についての理解を深め、他の偏見と差別に苦しんで闘っている人たちとの相互支援に取り組んでいく必要があります。
- ◇ ハンセン病に対する差別や偏見の解消を図るため、市民への啓発・教育活動を推進していくほか、学校教育における指導者の育成や人権教育の推進、さらには企業研修等による人権意識の普及・高揚に取り組み、共生社会の実現をめざしていかなければなりません。
- ◇ （一財）日本性教育協会による青少年の性に関する調査（平成23年（2011年））では、性交経験率が中学生：男子3.8%、女子4.8%、高校生：男子15.0%、女子23.6%、大学生：男子54.4%、女子46.8%と高校生、大学生に関しては減少傾向ですが、低年齢化も見られ、若年層に対するHIV感染防止のための啓発についてより一層の取組が必要です。
- ◇ 市民一人ひとりがエイズに対する正しい知識を身につけ、理解を深めるとともに、HIV感染者・エイズ患者が社会に受け入れられ、自立した生活を送ることができるよう、今後、さらに普及・啓発を進める必要があります。

※13 国立療養所菊池患楓園：

1907年（明治40年）の「癩予防二関スル件」に基づき、全国5カ所に設置された公立療養所の一つであり、1909年（明治42年）、九州七県連立第5区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。1941年（昭和16年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池患楓園」に改称されました。

※14 私立回春病院：

イギリスから布教のために来熊したハンナ・リデルは、ハンセン病患者の悲惨な姿を見て衝撃を受けたといわれています。そして、少しでも患者の方々を救いたいという思いから、1895年（明治28年）熊本市黒髪に私立回春病院を開設しました。1932年（昭和7年）にリデルが亡くなった後は、姪のエダ・ハンナ・ライトがその遺志を引き継ぎました。しかし、時局の悪化に伴い、病院の経営は困難となり、1941年（昭和16年）に閉鎖されました。病院敷地内のハンセン病病原菌研究所だった建物は、現在、「リデル、ライト両女史記念館」となっています。

※15 私立待労院：

フランスから布教のために来熊したカトリック・パリ外国宣教会のジャン・マリー・コール神父は、熊本市手取に教会建設の使命を果たすと、布教の傍ら、本格的にハンセン病患者の救済をはじめたといわれています。そして、1898年（明治31年）、コール神父の要請により、マリアの宣教師フランシスコ修道会から派遣された5人のシスターが来熊し、患者の治療を開始しました。これが、私立待労院の創設とされています。なお1996年（平成8年）年からは「待労院診療所」と改称されています。近年では、入所者数は減り続け、2013年（平成25年）1月に閉所になりました。

●重点課題の背景●

◇ハンセン病

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食・入浴などの日常生活では感染しません。仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝する病気でないことも判明しています。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、日本では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。1907年（明治40年）、「癩予防ニ関スル件」という法律が制定され、救護者のいない患者を療養所に入所させたのが隔離政策のはじまりです。この隔離政策は、1953年（昭和28年）に改正された「らい予防法」においても続けられ、さらに、1960年（昭和35年）にWHO（世界保健機関）が外来治療を勧告した後も続けられました。

◇「らい予防法の廃止に関する法律」の施行

1996年（平成8年）、「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりました。

2001年（平成13年）5月11日、ハンセン病回復者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。このことが契機となり、国によるハンセン病回復者等に対する損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

◇HIV感染症

HIV感染症とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している状態で、エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、HIV感染症が進行し、身体の免疫力が徐々に低下することによって、カリニ肺炎などのエイズに特徴的な疾患が重複して引き起こされる状態です。エイズウイルスに感染しても、多くの場合すぐには発病せず、特に何の症状もない「無症候性キャリア」と呼ばれる期間を過ごすこととなります。人によっては、この発病しない期間が数年から十数年、あるいはそれ以上ともいわれており、最近では、HIVの増殖を抑える薬の開発により、発病をさらに遅らせることができるようになりました。

◇エイズ

エイズは、1981年（昭和56年）、アメリカ合衆国で若い男性同性愛者5人がカリニ肺炎を起こし、後にエイズと診断されたのが最初の報告です。その後、注射による麻薬の使用や血液凝固因子製剤を使用している血友病患者、輸血を受けたことがある者や同性愛者ではない者にも同様の症例が見られ、1982年（昭和57年）に、後天的に免疫不全を起こす病気としてエイズの定義が確立されました。

以来、世界的な広がりを見せ、日本においても、1985年（昭和60年）に最初の患者が発見されてからは、身近な問題として取り上げられるようになりました。

国際的な取組の動向としては、1988年（昭和63年）、WHO（世界保健機関）が、エイズの世界的な感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別や偏見を解消することを目的に、毎年12月1日を「世界エイズデー」と提唱しました。また、日本においても、1994年（平成6年）、横浜で10回目の「国際エイズ会議」が開催されています。

一方、国内の法制度としては、1989年（平成元年）に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行されましたが、この法律は1999年（平成11年）に廃止され、これに代わって、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

《重点課題8 犯罪被害者等の人権》

◎現状

犯罪被害者等^{※16}は、犯罪等の被害を受けた後に、精神的な被害や治療費などの経済的な被害を受けるほか、周囲の人々の言動や報道機関によって二次的被害を受ける場合があります。犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境に向けた啓発が必要です。

課題及び方向性

◇ 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害のみならず、犯罪等の被害後に生じる精神的な被害や治療費の支出などに伴う経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道により二次的被害を受ける場合があります、さらに苦しんでいる状況にあります。

このため、犯罪被害者等に対しては、刑事司法手続き、保護手続き及び被害回復のための諸制度に関する情報の提供を受けることができるような環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止、軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取組を強化する必要があります。

◇ 犯罪被害者等相談窓口の機能の充実を図り、精神的ケアをはじめとする犯罪被害者等への支援についての取組を進めます。

◇ 犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発については、講演会等を通じて、犯罪被害者等の人権擁護と支援に関する意識の涵養を図るとともに、犯罪被害者等の現状を理解し、犯罪被害者等の視点で支えていく取組を進めます。

◇ 犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、社会全体が一体となった取組を行うことが重要です。今後もあらゆる機会をとらえて、啓発活動に取り組む必要があります。

※16 犯罪被害者等：

犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族のことです。

●重点課題の背景●

国連では

◇「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択

1985年（昭和60年）8月、犯罪被害者等への情報提供、適切な援助の提供、プライバシーの保護などを刑事司法機関に求めました。

国内では

◇三菱重工ビル爆破事件^{※17}

1974年（昭和49年）8月に起きたこの事件では、犯罪の被害者や遺族に対する経済的救済制度創設の気運が高まりました。

◇「犯罪被害者等給付金支給法」の制定

1980年（昭和55年）5月、被害者や被害者家族を援助するために一時金を支給するなどを定めた法律です。

◇「被害者対策要綱」の制定

1996年（平成8年）制定され、警察が推進すべき被害者対策の基本方針を取りまとめました。

◇「犯罪被害者等給付金支給法」の改正

2001年（平成13年）改正され、「犯罪被害者等早期援助団体の指定」に関する規定などが新たに創設されました。

県では

◇「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針」の策定

2008年度（平成20年度）策定され、「犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰」、「犯罪被害者等を支える社会環境づくり」、「パートナーシップに基づく施策推進」の3つを重点的な課題及び取組方針として、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的・体系的に推進しています。

※17 三菱重工ビル爆破事件：

三菱重工ビルが爆破され、8人が死亡、380人が負傷した事件です。この事件では、大勢の人が死傷しましたが、被害者の中には、労働者災害補償保険法などの公的給付を受けられる人々と全く補償を受けられない人々とが生じたことから、国の施策としての補償制度の不均衡が問題視され、犯罪被害補償の必要性が強く意識されることとなりました。

《重点課題9 様々な人権課題》

(ア) 水俣病をめぐる人権

水俣病は、1956年（昭和31年）に、水俣市でその発生が公式に確認されました。水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりでなく、いわれのない偏見や差別の問題を生じさせました。

今なお、「水俣」というだけで特別な目で見られ、水俣出身を語れないなど、水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。偏見や差別の解消のためには、水俣病が伝染病・遺伝病・風土病ではないことや、1997年（平成9年）に県が「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網も撤去され、昔のきれいな海がよみがえったことなど、水俣病に関する正しい知識を広め、理解を深めていくことが必要であり、引き続き水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくなどの啓発活動に取り組む必要があります。

(イ) インターネットによる人権侵害

近年、インターネットの急速な普及により、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性をもたらす一方で、同和問題にかかる人名・地名などに関する差別書き込みや個人情報の不正な取扱い、信用情報等の流出、出会い系サイトに関するトラブルが発生しています。

また、インターネットや従来型の携帯電話に加え、スマートフォン（多機能携帯電話）の急速な児童生徒への普及に伴い、ネット上の掲示板や電子メールを利用した誹謗中傷やいじめ（通称：ネットいじめ）、出会い系サイト、ソーシャルネット・ワーキングサービス（通称：SNS）及び学校非公式サイト（通称：学校裏サイト）など、様々なコミュニケーションサイトに関係した問題が発生しています。

今後も利用者一人ひとりが、情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう、啓発活動の推進に努めるとともに、正しい情報を見極める力（通称：情報リテラシー）を高めていくための取組が必要です。

(ウ) 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、根強い偏見や差別意識があり、仮に本人に更生の意欲があったとしても、就職や居住などの面で社会に受け入れられず、極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。これらの人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

(工) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

北朝鮮側による日本人の拉致被害による問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

2006年(平成18年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

この問題に対する市民の正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組んでいく必要があります。

(オ) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化をもっています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

民族や生活様式といった文化の違いに対する市民の寛容性を育むためにも、アイヌの伝統などに関する知識の普及啓発に努めるとともに、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

(カ) ホームレスの人権

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人々は、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。

自らの意思で安定した生活を送ることができるようになるためには、その人らしい生き方を尊重しながら、住居や就職等の支援と併せて地域社会の理解があることが必要です。そのためには、ホームレスの実態(要因・背景・生活状況等)を住民が理解し、ホームレスに対する偏見や差別意識が解消されるように、啓発活動を行うことが必要です。

(キ) 性同一性障害・性的指向^{※18}をめぐる人権

性同一性障がい者は、日常生活の様々な場面において奇異な目で見られるなど精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため不利益や差別を受けている状況にあります。

このような人々の人権を守るためには、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくことが必要です。

※18 性的指向：

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す sexual orientation の訳語です。このほか、同じく性的少数者に位置づけられる性同一性障害、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明瞭であること)を理由とする差別なども問題となっています。

(ク) 風評被害による人権侵害

風評被害は根拠のない噂により受ける被害であり、最近の例では、東日本大震災を発端とする原子力発電事故が原因で、避難者が宿泊を拒否されたり、いじめに遭うなどが発生しています。同様に熊本地震による風評被害も発生しており、観光や経済等に大きな影響を及ぼしています。

「インターネットによる人権侵害」と同様、今後は市民一人ひとりが、風評に対する正しい理解と認識を深め、啓発活動の推進に努めるとともに、正しい情報を見極める力（情報リテラシー）を高めていくための取組が必要です。

第4章 人権教育・啓発の施策の方向

1 教育

(1) 就学前教育

乳幼児期においては、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められます。そのため、すべての職員が共通理解に立って、一人ひとりの子どもの健全な成長発達を促す支援が必要です。

幼稚園・保育園等の就学前教育は、人や物、自然とのふれあいや様々な遊びを通して、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣を身に付けるなど、人格形成の基礎を確立するうえで極めて重要な役割を担っています。

家庭教育では、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、すべての教育の出発点となります。

特に、偏見を持たず差別しないということを、保護者自身が日常生活のあらゆる場面において子どもに示すことが必要です。

【取組方向】

① 就学前教育の充実

すべての幼稚園・保育園等において、子どもたちが、地域の自然や様々な人とふれあう体験を通して、共に生きる（共生）力を培い、豊かな感性を育む教育を計画・実践し、人権を大切にする心を育てる就学前教育に努めます。

職員の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導・援助がなされるよう、経験年数による研修の体系化や、園内研修と行政等が実施する研修の組み合わせによる一体的な研修の工夫で、職員自身の資質や指導力の向上に努めていきます。

② 家庭教育に対する支援

保護者と子どもが、共に人権感覚を養うことのできる学習機会の確保や情報の提供を行うとともに、相談体制を整備し周知することにより、家庭教育支援の充実を図っていきます。

③ 学習機会の充実

人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設や交流事業などの取組を促進します。また、市民一人ひとりの豊かな人間性を育むよう、ボランティア活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者・障がい者等との交流を通して、お互いの人権を尊重する地域社会づくりを促進します。さらに、ボランティア活動への理解を進め、地域社会で助け合う意識の醸成を図ります。

(2) 学校教育

学校教育は、児童生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階や理解度に
応じ、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実を図る必要があります。

【取組方向】

① 学校教育の充実

校長のリーダーシップのもと、まず教職員が同和問題をはじめとする様々な人権問題の
解決を自らの課題として捉えるとともに、人権を尊重する主体として、共に力量の向上が
図れるような教育実践に努めます。また、自分とともに他者の人権も大切にできる豊かな感
性や主体的な行動力を持った子どもの育成に努めます。

子どもが安心して過ごすことのできる人権感覚あふれる学校を教科等指導や生徒指導、
学級経営等あらゆる教育活動を通じて実現していくとともに、子どもと保護者・地域等が
一緒になって取り組む学習活動を積極的に促進していきます。

さらに、いじめや不登校などの解消や未然防止のため、教職員の相談技能の向上を目指
した研修や、子ども・保護者・教職員の相談に応じるスクールカウンセラーやスクールソ
ーシャルワーカー、学校支援アドバイザーの配置等、子どもについての相談や教職員の研
修に対する専門家の派遣等、指導・支援体制の充実を図ります。

② 家庭・地域との連携

児童生徒が豊かな人権感覚を育てていくために、学校、家庭、地域社会が共に子どもを
育てていくという視点で、それぞれの役割を効果的に果たせるよう、「親の学びプログラ
ム」など、人権問題に関する参加体験型の研修を取り入れ、家庭・地域への積極的な啓発
と連携に努めます。

③ 学習機会の充実

小学校では、中学校区での人権教育を推進するために、中学校区での共通教材づくりや
教材の見直しを共同で行ったり、授業研究会を実施したりして、意識の共有化を図ること
で、発達段階に応じた人権教育を共に考え、様々な人権問題について、正しく認識するた
めの基礎が身に付く教育を進めます。

中学校では、小学校の人権教育を引き継ぎ、中学校区の小学校と教材の系統化を検討し
たり、授業研究会を実施するなど、中学校区としてのつながりのある人権教育の実践を図
っていきます。また、進路保障の観点から、一人ひとりの学力保障と中高連携の充実に努
めます。

高校については、中学校と連携し、中学校区の人権教育の授業研究会や山鹿市人権教育
主任研修会等への参加を依頼していきます。

また、青少年に対しては、社会教育分野と連携し、人権フェスティバル、街頭啓発のイベント等の開催時に参加協力を依頼していきます。

P T Aや保護者会においては、「親の学びプログラム」等、人権問題に関する参加体験型の研修を取り入れ、家庭・地域への積極的な啓発と保護者と教職員の関係や地域と学校の協力関係の在り方を探りながら、更に幅広い視点からの人権教育を推進していきます。

(3) 社会教育

社会教育は、すべての人々の人権が尊重される社会の実現をめざし、市民一人ひとりが自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備が求められます。中でも家庭教育は、「思いやりや生命を大切に作る心」など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っていることから、「親の学びプログラム」の充実を図る必要があります。

【取組方向】

① 社会教育の充実

人権問題を知識として学ぶだけでなく、身近な日常生活において、自ら学んだことを行動できるよう、人権意識の高揚と人権感覚の涵養を図ることに努めます。

② 家庭教育に対する支援

保護者と子どもが、共に人権感覚を養うことができるような家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供などで家庭教育の支援に努めます。

③ 学習機会の充実

学習機会の充実を図るため、参加しやすい魅力ある講座等の開催に努めます。

公民館をはじめとする社会教育施設等では、市民の様々な学習要求に対応した学習活動や文化活動、体育・レクリエーション等の事業が行われており、生涯学習の拠点となっています。これらの活動等を学習の機会として捉え、人権意識の高揚と人権感覚の育成につなげていきます。

学校教育との連携を図り、子どもと保護者・地域等が一緒になってボランティア活動・自然体験活動などの多様な体験活動にも取り組み、地域コミュニティの活性化を図るとともに、互いに人権を尊重する地域社会づくりに努めます。

社会教育関係団体においては、人権問題を身近な問題として捉えるため、人権教育・啓発に関する大会や研修会への参加を促します。また、P T Aには、各組織内で行う研修会や講座などの支援の充実を図ります。

2 啓 発

人権についての啓発は、広く市民を対象として行われるものであり、その手法は、研修や広報活動、情報提供など多岐にわたりますが、その目的は、市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、そうした認識が、日常生活において自らの態度や行動に現れるようにすることにあります。

また、人権は、市民の意識や心のあり方に直接関わってくる問題です。

このため、啓発に当たっては、市民一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるようにその自主性を最大限に尊重する必要があります。

市民の間に、人権の考え方や人権問題の捉え方について多様な意見があることを理解し、異なる意見に対しても、寛容の精神に立って自由な意見交換ができるような環境づくり、言いかえれば、人権について語り合う場そのものが人権を大切にする雰囲気を用意しているような環境づくりを進めることが重要です。

さらに、啓発の効果を高めるためには、その内容だけではなく、実施の方法においても、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが求められます。

【取組方向】

(1) 内容

① 人権問題に対する正しい理解と認識の促進

啓発に当たっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解することが大切です。「女性の人権」「子どもの人権」など個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」「具体的には何が問題となっているのか」という内容が、市民に正しく理解・認識されるように、広報等を活用するなどあらゆる機会を通して啓発に取り組みます。

② 人権意識の高揚

昨今の社会状況を見ると、幼児や小学生などが巻き込まれる痛ましい事件をはじめ、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、近隣者間でのトラブル、職場でのパワーハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど日常生活の様々な場面において、人が傷つけられたり、事件に巻き込まれたりするような事象が多発しています。その背景には、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることがその要因としてあげられます。

一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、自分自身がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であるということ、一人ひとりが独立した人格と尊厳を持った人間であるということが実感できるような啓発を進めていきます。

わが国では、世間体を気にしたり、横並び意識があることなどにより、自分自身はそう思っていないとしても、周りの人々の考え方を過度に意識してしまい、安易にそれを受け入れてしまうような風習があります。世間体などに惑わされることなく、一人ひとりが異なった考え方や価値観を持った存在であるということを認めたくえて、それぞれの個性を尊重できるような啓発を進めていきます。

③ 日常生活における態度や行動への発現

一人ひとりがかけがえのない存在であり、人間として尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。

様々な人権問題を他人事として片づけてしまうのではなく、自分自身のこととして真摯に受け止め、考える力を養うとともに、それらを通じて身に付けた人権問題への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で実践できるような啓発を進めていきます。

(2) 方法

① 対象者の発達段階や理解度に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者に至るまでの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階や理解度に合わせて様々な機会を捉えた啓発活動を進めます。

また、広報誌、チラシや防災無線による放送など、あらゆる機会を通して、広く市民にイベントや講演会等への参加の呼びかけを図ります。

② 具体的な事例を活用した啓発

啓発を効果的に進めるためには、これまでに発生した差別事象や児童虐待事実など具体的な事例を取り上げることも有効です。単に「現状はこうなっています」とか「こういう課題があります」というだけでは、人の心に響きにくく、どうしても他人事としてしか受け止められないという面も出てきます。

実際に発生した事例を題材にして意見交換を行うことにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題として捉え易くなるという点で効果があると考えられます。

そのように市民が人権問題を身近に感じられるような啓発活動を進めていきます。

③ 参加体験型の啓発

人権に関する講演会の開催や人権啓発冊子等の作成・配布といった市民に対する発信型の啓発は、人権に関する知識の習得という点では一定の効果がありますが、さらに、市民自らが人権について考え、日常生活における態度や行動に現れるようにする必要があります。

このため、今後とも、研修等の中で、ワークショップ型（参加体験型）研修等を一層充実させていきます。

④ 地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がい者、外国人を含めすべての人がそれぞれの地域の中で、共に支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、ひいては、すべての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。

このため、地域住民と高齢者・障がい者施設等との交流事業や、ボランティア活動体験事業などに取り組むなど、市民が自発的・主体的に活動できる機会を増やすことも、啓発の効果を高めることにつながると考えます。

3 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等

人権教育・啓発を進めるうえでは、対住民サービスの直接の担い手である公務員や、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等の取組が重要になってきます。

(1) 行政職員

行政職員一人ひとりが、人権尊重の視点に立って職務の遂行に努めなければなりません。そのためには、新規採用職員から管理・監督職に至るすべての階層で、人権問題に関する研修を実施し、意識の高揚を図る必要があります。引き続き、職場における研修体制の強化と状況に応じた研修プログラムや研修教材の充実を図ります。

(2) 教職員等

教育現場における人権教育の意義は、次代を担う子どもたちの人権意識や人権感覚の育成を図ることです。そのためには、教職員自身の同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する基本的認識を確立するとともに、子どもの人権を擁護する力量や資質を高めるための研修会等の充実を図る必要があります。研修内容としては、人権学習の充実、十分な研修機会の環境整備、管理職のリーダーシップの高揚、人権問題に対する基本的認識を高める職員研修内容等の充実が考えられます。

具体的には、中学校校区における保幼小中連携協議会を通して、人権学習に係る授業研究会等を行うとともに、人権教育レポートや共通教材等の研究を図りながら教職員等の指導力の向上に努めます。

(3) 社会教育関係者

公民館や社会教育団体等の関係者は、地域住民にとって日々の生活と密着しているため、人権問題についても大きな影響力を持っています。地域住民の人権意識を確立させていくためには、社会教育関係者の人権意識の高揚と指導力の向上が求められています。社会教育関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身につけ、日常の職務を遂行することができるよう、人権教育研修の充実及び啓発の推進に努めます。今後とも、イベントや各種研修会・地域講演会等への参加を呼びかけていきます。

(4) 保健・医療・福祉関係者

医療、介護、相談など、市民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事している者は、利用する患者等の人権を尊重するとともに職員の人権意識を向上させる必要があります。自主的な研修の実施を要請するとともに様々な研修会等を通じて、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養っていきます。今後は、セクハラや接遇等の研修に加え、患者等の人権に関しての研修も実施していくよう努めます。

(5) マスメディア関係者

テレビや新聞などのマスメディアは、社会情報の大部分を提供しており、人権に関わる意思に対して、大きな影響力を有しています。

テレビ番組や新聞記事等の中で人権に関わる様々な問題等を取り上げ、視聴者や読者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。しかしその一方で、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長する内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものになる恐れがあります。

関係者の人権意識の高揚に向け、自主的な取組を要請するとともに、各種研修会への参加を求めています。

第5章 計画を推進する体制等

1 市の実施体制

本市は、人権教育・啓発の推進のため、これまでも各種事業に取り組んできましたが、今後も本計画に基づき、総合的かつ効果的な推進を図るため、学校、行政、民間（団体・企業）、地域及び家庭などと連携を図りながら、全庁体制で取組を進めます。

また、本計画の趣旨を踏まえながら、その方向性に沿った人権教育・啓発の取組になっているかを常に点検しながら本計画を着実に推進していきます。

2 市民への啓発

「山鹿市人権のまちづくり推進協議会」を推進母体として、「幼保小中高部会」、「行政部会」、「市民啓発部会」、「医療・福祉部会」、「企業部会」が連携し、広く市民が参加しやすいような講演会などの啓発イベント等を実施します。また、市民が人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、「広報やまが」の紙面を活用し、人権に関する情報の掲載をするとともに、人権啓発冊子などを作成し、配布・周知に努めます。

また、講演会や研究会への参加の呼びかけや、12月の人権週間をはじめとする啓発の強化期間等の広報活動を積極的に行います。

3 人材の育成等

人権教育・啓発を進めるためには、市民の学習のリーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が大切です。

人権同和問題モニター養成講座の充実を図り、人権同和問題モニターの育成に努めます。また、人権問題に関する有識者を地域の人材の核と位置づけ、人権教育・啓発活動での役割を強化するとともに、生涯学習分野との連携による人材の登録制度の整備を行います。

4 調査・研究

人権教育・啓発を進めるに当たっては、これまでの人権教育・啓発への取組を点検・評価する必要があります。

このため、外部の有識者等からの意見などを踏まえ、取組の評価を行うとともに、市内外の人権教育・啓発手法について調査し、より効果的な人権教育・啓発のあり方を研究していきます。

また、社会情勢の変動等によって、人権をめぐる状況は今後とも変化することが予想され、効果的な学習テーマや学習方法を提供するため、市民意識調査の実施や様々な人権問題につ

いての研究を行い、その調査研究の成果については、実際の啓発イベントや人材育成のための研修会等において活用していきます。

5 相談体制等の充実

人権侵害が発生した場合の被害者の救済については、最終的には司法的解決ということになりますが、本市においても、被害者救済に向けての一助となるよう、人権擁護委員との連携を図りながら、人権に関する各種の相談事業を実施しています。今後とも、人権侵害の発生や拡大を防止するとともに、被害者本人が自立に向けての主体的な意思形成を図っていくことができるよう、身近な相談体制の充実に努めます。

引き続き、各関係機関との間で連携協力を図りながら、被害者の支援等に取り組みます。

6 国、県、他市町村及び団体・企業などとの連携

本計画の実効性を上げるためには、国、県、他市町村との連携を図ることが重要です。また、民間のあらゆる部門において、人権教育・啓発の取組が積極的に行われる必要があります。そのため、民間の各種団体や企業などに人権教育・啓発の充実を促すとともに、適切な助言や情報提供を行うほか、人権問題の解決を目指す多くの民間の団体・企業などと連携し、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。

7 家庭・地域との連携

市民一人ひとりが、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、乳幼児期からの家庭、その家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進めるうえでも、市民の生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要です。

このため、各機関が緊密な連携を図りながら、また、地域における民生・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭や地域における人権教育・啓発を支援します。

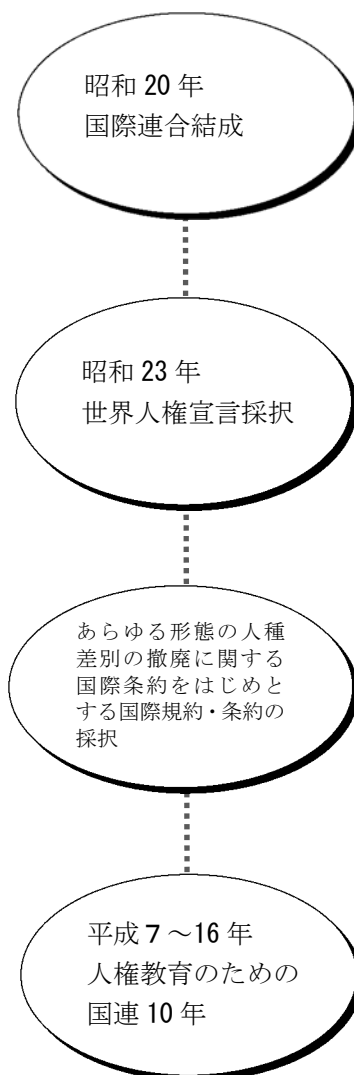
資料編1 人権に関する取組状況

(1) 人権に関する世界の取組

20 世紀において、人類社会に大きな惨禍をもたらした2度にわたる世界大戦の反省から、戦争がいかにかに人権を侵害するものか、また、平和が大切かを学び、その反省と平和を願う世界各国の取組により、1945 年（昭和 20 年）6 月 26 日に国際連合（国連）が結成されました。

1948 年（昭和 23 年）12 月、第 3 回国連総会において、すべての人間の尊厳を保障するための基準である「世界人権宣言[※]」が採択され、全世界に表明されました。その後、この宣言を実現するため「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」「国際人権規約」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」「児童の権利に関する条約」など、数多くの人権に関する規約や条約の採択と「国際人権年」をはじめとした様々な国際年によって、人権が尊重される社会の実現に向けた取組が行われてきました。

しかし、世界の各地で人種、民族、宗教等の対立による地域紛争、テロ、迫害、飢餓や貧困等により多くの尊い命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1994 年（平成 6 年）の第 49 回国連総会において、1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までの 10 年を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、世界人権宣言第 26 条にある、「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。」との理念を再確認するとともに、各国にその具体的なプログラムとしての「人権教育のための 10 年行動計画」の策定を促し、人権教育・啓発に積極的に取り組むよう要請してきました。なお、「人権教育のための国連 10 年」の第 1 段階（当初 2005 年～2007 年、後に 2 年延長）は初等・中等教育に焦点を絞って設定されており、各国での取組が求められています。



※ 世界人権宣言

前文：「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。」

第 1 条：「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。」

(2) 人権に関するわが国の取組

国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

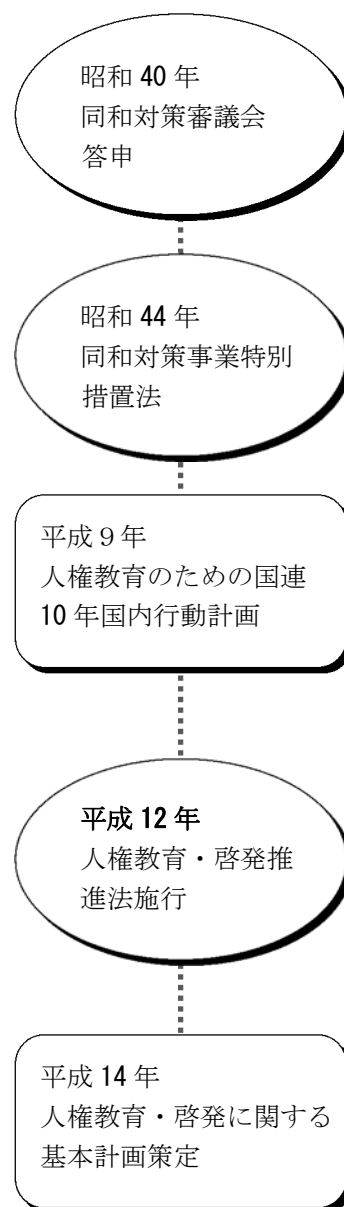
また、日本社会の歴史的身分階層構造などに基づく差別により、経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれた同和問題については、1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」の後、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法[※]」の制定により、同和対策事業が行われました。

国連総会で「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1995年（平成7年）には内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）、国内行動計画が策定されました。その中で、「この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりある人権国家の実現を期する。」と国の基本姿勢を示しました。人権教育は人権についての理解と人権意識の向上が重要であり、国際社会が協力して進めるべき基本課題としています。

また、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施する責務を定めました。2002年（平成14年）、同法第4条に基づき、国においては「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

その後、新たな法律として2004年には「犯罪被害者等基本法」、2005年には「高齢者虐待防止法」や、2007年（平成19年）には「DV防止法」、「児童虐待防止法」の見直し等を行っています。

さらに、2016年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。



※ 同和対策事業特別措置法：

第1条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(3) 人権に関する熊本県の取組

県においては、1999年（平成11年）、『「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画』（以下、「県行動計画」という。）を策定し、人権教育・啓発のめざすべき方向を示し、人権問題の解決に向けた施策に取り組んできました。

2002年（平成14年）には、人権教育・啓発の推進拠点として「熊本県人権センター」を開設しました。

2004年（平成16年）3月、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえながら、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため「熊本県人権教育・啓発基本計画」を策定し、これに基づく施策を推進しているところです。

2005年（平成17年）3月に策定した『熊本県総合情報通信高度化計画「くまもとユニバーサルITプラン」』の中で、解決しなければならない基礎的な課題として、情報モラルの向上を位置づけ、県民のモラル向上や情報モラルに関する教育の充実に取り組んでいます。

2008年（平成20年）に『熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針』を策定。「犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰」、「犯罪被害者等を支える社会環境づくり」、「パートナーシップに基づく施策推進」の3つを重点的な課題及び取組方針として、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的・体系的に推進しています。

現在、2016年（平成28年）1月に「熊本県人権教育・啓発基本計画」の【第3次改定版】が策定され、県内の人権の重要課題の動向などを踏まえ、人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。

(4) 人権に関する本市の取組

平成17年1月の合併前では、「人権教育のための国連10年国内行動計画」の中で地方公共団体等がこの行動計画に沿った取組を展開する必要性が述べられたことから、旧市町において行動計画を策定し、計画的な人権教育・啓発を進めてきました。

合併を契機に、平成17年1月、部落差別及び女性、障がい者等への差別をなくし、人権を守るための市及び市民の責務、市の施策等について必要な事項を定める「山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例」（条例第123号）を制定し、市・市民の責務を規定しました。

また、平成18年9月、山鹿市男女共同参画推進条例（条例第24号）を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市・市民・事業者の責務などを定めました。

平成19年3月には、平成28年度までの10年間の「山鹿市人権教育・啓発基本計画」を策定し、平成24年3月には、前期5年の見直しを行いました。

そして、「山鹿市人権教育・啓発基本計画」の期間満了に伴い、今回、前計画を継承する「第2次山鹿市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

(5) 山鹿市人権教育・啓発推進事業の推進

年 月	行 事	備 考
S59 年度	人権同和問題モニター養成講座	S59 年度～ (毎年度)
S60 年度	同和問題モニター制度 (3年間)	S60 年度～ (毎年度)
H17.5	山鹿市人権教育・啓発推進協議会 発足	毎年5月総会
H17.8	山鹿市人権教育・啓発研究大会	H17～21 年度 (5回)
H17.11	山鹿市人権教育・啓発基本計画推進本部 設置	
H17.12	やまが人権フェスティバル	H17 年度～ (毎年度)
H17.12	人権週間 街頭啓発	H17 年度～ (毎年度)
H17.12	人権週間 作品展示	H17 年度～ (毎年度)
H18.3	山鹿市人権教育・啓発の取組「くらしと人権」発行	H17 年度～ (毎年度)
H18.11	山鹿市人権問題地域講演会	H18 年度～ (毎年度)
H19.3	山鹿市人権教育・啓発基本計画 策定	H19 年度～H28 年度 (前期) H19 年度～H23 年度
H19.3	山鹿市子ども人権作品集 「芽吹き」発行	H18 年度～ (毎年度)
H19 年度	人権同和問題担当者 研修会	H19 年度～ (毎年度)
H22.8	山鹿市人権教育レポート研究会	H22 年度～ (毎年度)
H24.3	山鹿市人権教育・啓発基本計画 (改訂版) 策定	(後期) H24 年度～H28 年度
H29.3	第2次 山鹿市人権教育・啓発基本計画 策定	H29 年度～H33 年度

資料編2 人権に関する法令等

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例

平成 17 年 1 月 15 日

条例第 123 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、部落差別及び女性、障害者等への差別(以下「部落差別等」という。)をなくし、人権を守るための市及び市民の責務、市の施策等について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するものとともに、市行政の全般にわたり市民の人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、それぞれの責任と自覚を持って差別を許さない市民意識の形成に努力し、部落差別等の撤廃を実現するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別等を撤廃するために必要な生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、人権教育の充実等に関する施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(実態調査の実施)

第 5 条 市は、部落差別等の実態を把握するため、5 年ごとを目途に調査を行うものとし、その結果を市の施策の推進に反映させるよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 6 条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、人権意識の啓発に係る指導者及び関係団体との連携を強化し、啓発活動の充実による人権擁護意識の醸成に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、部落差別等の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 市は、市の施策の推進に関する重要事項を調査審議するため、山鹿市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

山鹿市人権擁護審議会規則

平成 17 年 1 月 15 日

規則第 82 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例(平成 17 年山鹿市条例第 123 号) 第 8 条第 2 項の規定に基づき、山鹿市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、人権の擁護に関する施策の推進について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) その他市長が適当と認める者
- (平 21 規則 15・一部改正)

(任期等)

第 4 条 委員は非常勤とし、任期を 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 6 条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 21 規則 15・一部改正)

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 19 日規則第 15 号)

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日規則第 12 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

平成14年3月

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調しても過ぎることではない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する事を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべての人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて的人是、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて的人是、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて的人是、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて的人是、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて的人是、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて的人是、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集團の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて的人是、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて的人是、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて的人是、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて的人是、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて的人是、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集團又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない

日本国憲法（抄）

公布 昭和 21 年 11 月 3 日

施行 昭和 22 年 5 月 3 日

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

資料編3 策定にあたって

山鹿市人権擁護審議会委員名簿

(山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例、山鹿市人権擁護審議会規則)

(任期：平成29年2月1日～平成31年1月31日)

区分	番号	氏名	所属・団体名の名称	役職
経学識 験者	1	後藤 忠久	熊本県立大学・崇城大学 非常勤講師	会長
	2	脇山 清隆	山鹿市囑託員連合会 会長	副会長
各種 団体	3	川上 學	山鹿人権擁護委員協議会 山鹿部会長	
	4	大嶋 武志	山鹿市PTA連絡協議会 副会長	
	5	芹川 恵	女性ネットワークやまが 会長	
	6	松川 正次	部落解放同盟熊本県連合会 山鹿ブロック代表	
	7	西牟田 貴文	鹿本農業協同組合 人事研修課長	
	8	佐々木 晴敏	山鹿市人権のまちづくり推進協議会 幼保小中高部会長	
	9	古江 英実	山鹿市人権のまちづくり推進協議会 市民啓発部会長	
	10	松岡 聖子	山鹿市人権のまちづくり推進協議会 医療・福祉部会長	
	11	梶川 隆徳	山鹿市人権のまちづくり推進協議会 企業部会長	
	12	伊藤 系み	人権同和問題モニター	

(順不同・敬称略)

第 2 次山鹿市人権教育・啓発基本計画

発 行 山鹿市
編 集 総務部人権政策課
〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987-3
電話：0968-43-1199
発行日 平成 29 年 3 月

第2次山鹿市人権教育・啓発基本計画



山鹿市